

令和3年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

1 日 目

- 報告1件
 - ・村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について
- 事件案2件
 - ・生坂村活性化センター他22施設の指定管理者の指定について
 - ・村道路線の認定について
- 条例案4件
 - ・生坂村予防接種健康被害調査委員会条例案
 - ・生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
 - ・生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案
 - ・生坂村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
- 予算案8件
 - ・令和3年度 生坂村一般会計予算
 - ・令和3年度 生坂村営バス特別会計予算
 - ・令和3年度 生坂村福祉センター特別会計予算
 - ・令和3年度 生坂村簡易水道特別会計予算
 - ・令和3年度 生坂村国民健康保険特別会計予算
 - ・令和3年度 生坂村農業集落排水特別会計予算
 - ・令和3年度 生坂村介護保険特別会計予算
 - ・令和3年度 生坂村後期高齢者医療特別会計予算
- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・請願・陳情について
- ・請願・陳情、委員会付託
- ・散会

・開会	4 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	5 P
・事件案の朗読説明	10 P
・条例案の朗読説明	11 P
・予算案の朗読説明	12 P
・総括質疑	14 P
・議案の委員会付託	15 P
・請願・陳情、委員会付託	15 P
・散会	15 P

令和３年第１回 生坂村議会定例会

令和３年３月９日 午前１０時 開議

議 事 日 程 【１日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報 告 第 1 号	村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について	
4	議 案 第 2 号	生坂村活性化センター他 22 施設の指定管理者の指定について	総 務 建 経 委員会付託
5	議 案 第 3 号	村道路線の認定について	
6	議 案 第 4 号	生坂村予防接種健康被害調査委員会条例案	社 会 文 教 委員会付託
7	議 案 第 5 号	生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案	
8	議 案 第 6 号	生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案	
9	議 案 第 7 号	生坂村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案	
10	議 案 第 8 号	令和３年度生坂村一般会計予算	関 係 部 分 委員会付託
11	議 案 第 9 号	令和３年度生坂村営バス特別会計予算	総 務 建 経 委員会付託
12	議 案 第 10 号	令和３年度生坂村福祉センター特別会計予算	社 会 文 教 委員会付託
13	議 案 第 11 号	令和３年度生坂村簡易水道特別会計予算	総 務 建 経 委員会付託
14	議 案 第 12 号	令和３年度生坂村国民健康保険特別会計予算	社 会 文 教 委員会付託
15	議 案 第 13 号	令和３年度生坂村農業集落排水特別会計予算	総 務 建 経 委員会付託
16	議 案 第 14 号	令和３年度生坂村介護保険特別会計予算	社 会 文 教 委員会付託
17	議 案 第 15 号	令和３年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算	
18		総括質疑	
19		議案の委員会付託	
20		請願・陳情について	
21		請願・陳情の委員会付託	

		散 会	
--	--	-----	--

出席議員（８名）

1 番	望 月 典 子 君	2 番	太 田 議 君
3 番	一ノ瀬 貞 男 君	4 番	字 引 文 威 君
5 番	瀧 澤 龍 一 君	6 番	平 田 勝 章 君
7 番	吉 澤 弘 迪 君	8 番	市 川 寿 明 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第 121 条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	中 山 茂 也 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	健康福祉課長	山 本 かづ子 君
教 育 長	樋 口 雄 一 君	住 民 課 長	松 沢 昌 志 君
会 計 管 理 者	藤 澤 正 司 君	教 育 次 長	山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長	平 野 公 恵 君	書 記	眞 島 弘 光 君
--------	-----------	-----	-----------

◎村民憲章唱和（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。村民憲章唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。「生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。」 それでは、4 番字引議員の後にご唱和をお願い致します。

○4 番（字引文威君） 朗読

○議長（平田勝章君） 着席願います。

◎開 会（午前 10 時 02 分）

○議長（平田勝章君） ただ今から、令和 3 年第 1 回生坂村議会定例会を開会します。

本日の会議に先立ち申し上げます。新型コロナウイルス等の感染症予防のため、マスクの着用と一時間を目途に窓を開けて換気を行いたいと思います。寒い時期ではありますが、ご協力をお願いいたします。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付してあるとおりであります。

◎報 告（午前 10 時 03 分）

○議長（平田勝章君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。議員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり、議員を派遣しましたのでご報告します。

また、監査委員から、令和 2 年 11 月分から令和 3 年 1 月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたのでご覧いただきたいと思います。

◎日程 1 ・会議録署名議員の指名（午前 10 時 03 分）

○議長（平田勝章君） 日程 1 ・会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、4 番字引議員、5 番瀧澤議員を指名します。

◎日程 2 ・会期の決定（午前 10 時 04 分）

○議長（平田勝章君） 日程 2 ・会期の決定の件を議題と致します。お諮りします。

本定例会の会期は本日から３月１９日までの１１日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月１９日までの１１日間に決定しました。

◎提出議案の報告（午前１０時０４分）

○議長（平田勝章君） ご報告致します。本定例会に提出されている議案は、

報告第１号 村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について

議案第２号 生坂村活性化センター他２２施設の指定管理者の指定について

議案第３号 村道路線の認定について

議案第４号 生坂村予防接種健康被害調査委員会条例案

議案第５号 生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議案第６号 生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第７号 生坂村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

議案第８号 令和３年度生坂村一般会計予算

議案第９号 令和３年度生坂村営バス特別会計予算

議案第１０号 令和３年度生坂村福祉センター特別会計予算

議案第１１号 令和３年度生坂村簡易水道特別会計予算

議案第１２号 令和３年度生坂村国民健康保険特別会計予算

議案第１３号 令和３年度生坂村農業集落排水特別会計予算

議案第１４号 令和３年度生坂村介護保険特別会計予算

議案第１５号 令和３年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算

の報告１件、事件案２件、条例案４件、予算案８件の計１５件であります。

◎提案理由の説明（午前１０時０６分）

○議長（平田勝章君） ここで、理事者より 提案理由の説明、並びに挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 皆さんおはようございます。令和3年第1回議会3月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。二十四節気の啓蟄が過ぎ、穏やかな日が続き、春の訪れを感じる今日この頃でございます。議員各位に於かれましては、何かとご繁忙の折、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は、村政運営に対しまして、ご指導・ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第でございます。

それでは3月定例会は、来年度の事業、予算の審議が中心の議会でありまして、来年度に対する施政方針について、村民の皆さんにもお聞きいただき、引き続き村政運営にご理解とご協力をお願いする次第でございます。

さて、国内の経済情勢は、新型コロナウイルス感染拡大による景気低迷により、今年度のGDP成長率はリーマン・ショック時を超えて落ち込む見通しとなるなど、極めて厳しい状況となっております。令和3年度の国の予算概要は、地方団体が新型コロナウイルス感染拡大への対応と地域経済の活性化の両立を図りつつ、「新たな日常」の実現に取り組むとともに、激甚化・頻発化する災害への対応のための防災・減災、国土強靱化を推進するほか、東京一極集中の是正に向けた地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとともに、情報システムの標準化をはじめとする自治体デジタルトランスフォーメーションなど次世代型行政サービスを強力に推進するとされております。

当村の令和3年度の当初予算は、「生坂村第6次総合計画」を根幹に、4つの重点事業である「福祉の村づくり事業」、「子育て支援事業」、「産業振興事業」及び「地域活性化対策等事業」を継続的に取り組むための予算編成を行いました。また、新型コロナウイルス感染症から村民の皆さんの生活を守るためのワクチン接種や各種感染防止対策、経済対策を新たに加えております。行政課題に対応する予算は、出産祝金、定住促進住宅の建設等の継続や、出産費助成などの新規事業を行い、「人口減少対策」に最大限の効果が発揮できるよう努めてまいります。

令和3年度一般会計予算案の総額は20億9,700万円、前年度比1億8,400万円の増となっております。主な増額要因は、ふるさと納税業務1億円、B&G海洋センタープール改修工事7,815万円、村道改良事業6,150万円などでございます。

一般会計の歳入は、自主財源であります村税については、前年度比664万円増の1億5,758万円、地方交付税は、1,000万円減の9億8,000万円を計上しております。交付税の算定基礎となる人口は、昨年の方勢調査における数値を用いることとなりますので、現在の自然減少を加味すると引き続き財政運営は厳しい状況が予測されます。

村債の過疎対策事業債のハード事業では、平成27年度より実施しています県営中山間総合整備事業負担金として3,300万円を計上するほか、村道改良事業及び定住促進住宅建設事業の継続と、B&G海洋センタープール改修事業、特定地域づくり事業などの新規を合わせて9事

業の借入を予定しております。過疎対策事業債のソフト事業は発行限度額の 3,500 万円を計上し、一般会計の村債全体では 2 億 4,910 万円で前年度比 4,080 万円の減額となりました。

基金の繰入金では、令和 2 年度は多くの方々のご支援をいただきました、ふるさと「いくさか」応援基金から 3,406 万円増の 4,950 万円の繰入を行う一方、財源補填分を合わせた全体では 1 億 4,951 万円で、前年度よりも 3,406 万円の増額となっております。

歳出では、限られた一般財源を有効に投資できるように事業実施には、国や県の財源を積極的に活用しております。「福祉の村づくり事業」において、新型コロナウイルス感染症対策、健康診断の受診勧奨や健診結果をもとに個別的な保健指導や集団健康教室を行います、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を新たに取り組むほか、包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業等を着実に継続し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

「子育て支援事業」では、保小中の給食費無料化に保育園給食の 3 歳以上児の主食無償化を新たに加えます。小学校音楽室にエアコンの新設、中学校図書館に書架整備を行い、教育環境の改善向上を図るとともに、今年度全児童生徒に配布しましたタブレットを有効に活用できるよう学習ソフトの導入を行い、B & G 財団の補助金を活用して、加藤正治先生を題材としたマンガを制作・配布し、ふるさとに対する興味・関心の向上等につなげていきます。

「産業振興事業」では、「道の駅 いくさかの郷」を拠点として「山村活性化対策事業」を活用し、農業振興、地域の活性化をさらに進めていくほか、コロナ禍の困難な時代を乗り切るため、プレミアム率 50%の「いくさかマル得商品券」、村民の皆さん全員に村内で使用できます 1 万円分の「生活応援商品券」を発行し、地域経済を支えてまいります。

「地域活性化対策等事業」では、コンビニエンスストアや電子マネーで税金、各種料金等の支払いができるようにキャッシュレス決済システムを導入して、村民の皆さんの利便性の向上を図ります。また、地域社会及び地域経済の重要な担い手の確保が喫緊の課題であるため、特定地域づくり事業協同組合の立ち上げを推進し、B & G 財団の助成金を活用して、小・中学校の授業でも使用していますプールの缶体、プールサイド、屋根及び側面等の改修を行います。

繁殖制限に対する意識を普及し適正な飼育が図られるよう、犬・猫への不妊・去勢手術費用の一部を助成します、犬猫避妊去勢手術補助を新たに創設します。

雨水を有効利用するため、雨水の流出抑制による流域治水対策の取組や生活用水確保等を目的とします「雨水貯留施設」に対しての補助も新設します。

防災対策では、消火栓の更新や各区の避難所に Wi-Fi 環境整備等により防災・減災対策を一層進めてまいります。

よって、一般会計の予算総額は 20 億 9,700 万円で、前年度比 9.6%、1 億 8,400 万円の増となりました。また、特別会計は 7 つの会計で予算編成を行い、前年度比 0.5%、500 万円の

減となっております。

次に、今年度当初の基金繰入見込額の1億円は、現在の余剰分と今月の特別交付税を見込みますと、全額基金を崩さずに済みそうでして、さらに8,000万円ほどを基金に積み立てられる状況でございます。

そして、今定例会の補正予算で計上させていただきます起債の繰上償還を進めるとともに、今後専決でお願いします特別交付税の予算計上と合わせまして、来年度以降も将来負担の軽減施策などの有効的な財源活用を図っていき、引き続き財政健全化を維持しつつ、将来に対する必要な投資は進めてまいりたいと考えております。

来年度は「村政懇談会」を5月に開催させていただき予定でございます。村づくり研究会で協議をしてきました内容を議員各位に今定例会中にお渡しして、そのご指摘事項等に対処しましての「いくさか村づくり計画」や来年度の事業と予算、様々な課題対応等について説明させていただき、村民の皆さんのご意見、ご要望を把握したいと思っております。

村民の皆さんとの対話を重視して、村民主役の村政運営を心掛けておりますので、多くの皆さんから忌憚のないご意見・ご要望をお願いしますとともに、地区担当職員が各区の総会で意見・ご要望を把握して、役員の皆さんにご発言いただけますように進めてまいります。

今回提出させていただきました令和3年度予算案は、引き続き限られた財源の中で、村民の皆さんのことを第一に思い、ご意見・ご要望と議会からのご提言を反映させ、当村の課題解決に向けて「選択と集中」で事業費を計上させていただいたものでございます。

そして、「新たな発想で 未来を創り出し 人と自然が輝く いくさか」に愛着と誇りを持っていただき、山紫水明の豊かな自然、先人が築かれてきた伝統・文化を守り育てていこうという責任感を共有して、更なる村民の皆さんとの協働による村づくりの継続によりまして、第6次総合計画の将来の姿「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」に向けて、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私も職員各位も知恵を出し切磋琢磨し、誠心誠意働く所存でございます。どうか、村民の皆さんが安全で安心して暮らしていけるために、議員各位をはじめ、村民の皆さんのご指導、ご支援をお願いする次第でございます。

それでは、今議会定例会に提出させていただきました議案は、報告1件、事件案2件、条例案4件、予算案8件の計15件であります。

報告第1号 村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について

この報告は、地方自治法180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項により報告するものであります。

議案第2号 生坂村活性化センター他22施設の指定管理者の指定について

この議案は、生坂村活性化センター他 22 施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 3 号 村道路線の認定について

この議案は、村道路線を認定する為に、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 4 号 生坂村予防接種健康被害調査委員会条例案

この条例案は予防接種による健康被害の適正化かつ円滑な処理を行うために、地方自治法 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、生坂村予防接種健康被害調査委員会を設置するための条例の制定であります。

議案第 5 号 生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

この条例案は関係法令の改正に伴い、関係部分の一部を改正する条例の一部改正であります。

議案第 6 号 生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案

この条例案は第 8 期介護保険事業計画に基づき、令和 3 年度から 5 年度にかけての保険料を改定するための条例の一部改正であります。

議案第 7 号 生坂村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

この条例案は関係法令の改正に伴い、関係する条例 4 件の関係部分を改正する条例の一部改正であります。

議案第 8 号 令和 3 年度生坂村一般会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 2,097,000 千円とする予算で、前年度と比較して 184,000 千円の増となっております。主な歳入では、村税で 157,585 千円、地方交付税、980,000 千円、国庫支出金 139,550 千円、県支出金 98,956 千円、繰入金 149,510 千円、村債 249,100 千円、寄付金 100,500 千円であります。

歳出の主な予算は、福祉の村づくり事業で、社会福祉事業の生活支援コーディネイターの配置、有償援助サービス「もりびと」の運営、特定疾患見舞金等で 14,710 千円、高齢者医療環境対策事業の高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業等で 7,548 千円、保健衛生事業の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業で 6,945 千円、子ども・子育て支援事業のいっこ子育て支援、ファミリーサポートセンター事業、保育園 3 歳以上児の主食無償化等で 4,382 千円、保健衛生・扶助で、子育て支援犀龍小太郎助成事業、出産費補助等で 11,053 千円、教育振興事業で、小学校音楽室エアコン設置工事、中学校図書館書架整備事業等で 16,429 千円、産業振興事業の農業振興事業の県営中山間総合整備事業負担金等で、41,450 千円、商工業等振興事業のいっさかマル得商品券補助、生活応援商品券等で 38,850 千円、

地域活性化対策等事業の、防災・減災事業の消火栓更新工事、小立野排水ポンプ格納庫設置工事等で 70,795 千円、地域活性化対策のキャッシュレス決済導入業務、B & G 海洋センタープール改修工事等で 231,281 千円となっております。

議案第 9 号 令和 3 年度生坂村営バス特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 33,800 千円とする予算で、前年度と比較して 200 千円の増となっております。主な歳入は使用料及び手数料で 3,500 千円、国庫支出金 5,286 千円、繰入金で 24,864 千円であります。また、主な歳出は、総務費で 32,342 千円、運行費 1,043 千円となっております。

議案第 10 号 令和 3 年度生坂村福祉センター特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 96,700 千円とする予算で、前年度と比較して 15,600 千円の減となっております。主な歳入は使用料及び手数料で 86,040 千円、諸収入で 745 千円、繰入金 9,913 千円であります。また、主な歳出は経営管理費で 96,691 千円となっております。

議案第 11 号 令和 3 年度生坂村簡易水道特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 99,200 千円とする予算で、前年度と比較して 23,900 千円の増となっております。主な歳入は使用料及び手数料で 38,472 千円、県支出金 1,000 千円、繰入金で 20,634 千円、村債で 39,000 千円であります。また、主な歳出は経営管理費で 45,958 千円、建設改良費で 39,116 千円、公債費で 14,083 千円となっております。

議案第 12 号 令和 3 年度生坂村国民健康保険特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 267,100 千円とする予算で、前年度と比較して 4,100 千円の増となっております。主な歳入は国民健康保険税で 39,239 千円、県支出金 203,496 千円、繰入金 24,320 千円であります。また、主な歳出は保険給付費 200,749 千円、国民健康保険事業費納付金で 58,700 千円となっております。

議案第 13 号 令和 3 年度生坂村農業集落排水特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 88,700 千円とする予算で、前年度と比較して 10,400 千円の減となっております。主な歳入は使用料及び手数料で 25,016 千円、繰入金で 63,184 千円であります。また、主な歳出は経営管理費で 21,888 千円、公債費で 66,314 千円となっております。

議案第 14 号 令和 3 年度生坂村介護保険特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 307,400 千円とする予算で、前年度と比較して 5,700 千円の減となっております。主な歳入は介護保険料で 53,684 千円、国庫支出金で 84,056 千円、支払基金交付金で 79,189 千円、県支出金 43,969 千円、繰入金 45,643 千円であります。

また、主な歳出は保険給付費 281,437 千円、地域支援事業で 21,947 千円となっております。

議案第 15 号 令和 3 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 28,900 千円とする予算で、前年度と比較して 1,500 千円の減となっております。主な歳入は後期高齢者医療保険料で 18,210 千円、繰入金で 10,580 千円です。また、主な歳出は後期高齢者医療広域連合納付金で 27,877 千円となっております。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長（平田勝章君） 提案理由の説明、並びにあいさつが終わりました。

◎日程 3・報告第 1 号（午前 10 時 31 分）

○議長（平田勝章君） 日程 3・報告第 1 号、村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分についてを議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

〔副村長 牛越宏通君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終ります。この報告第 1 号は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく報告のため、採決は不要です。

◎日程 4・議案第 2 号（午前 10 時 33 分）

○議長（平田勝章君） 日程 4・議案第 2 号、生坂村活性化センター他 22 施設の指定管理者の指定についてを議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

〔副村長 牛越宏通君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終ります。

◎日程 5・議案第 3 号（午前 10 時 40 分）

○議長（平田勝章君） 日程 5・議案第 3 号「村道路線の認定について」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

〔振興課長 中山茂也君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 6・議案第 4 号 ～ 日程 9・議案第 7 号（午前 10 時 42 分）

○議長 お諮りします。

日程 6 議案第 4 号 「生坂村予防接種健康被害調査委員会条例案」

日程 7 議案第 5 号 「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」

日程 8 議案第 6 号 「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」

日程 9 議案第 7 号 「生坂村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める

る条例等の一部を改正する条例案」

の 4 件を、一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認め、議案第 4 号から議案第 7 号の 4 件を一括して議題とします。 担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。ここで休憩を取りたいと思います。11 時 10 分までとしたいと思います。

〔休憩〕

◎日程 10・議案第 8 号（午前 11 時 10 分）

○議長（平田勝章君） はい、再開いたします。

日程 10・議案第 8 号、令和 3 年度生坂村一般会計予算を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

〔副村長 牛越宏通君 朗読説明〕

○議会事務局長（平野公恵君） 議長。

○議長（平田勝章君） 議会事務局長

〔議会事務局長 平野公恵君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君）　　ここで昼食にしたいと思います。再開は 13 時 10 分とします。

○議長（平田勝章君）　　はい、再開いたします。続きを行います。議案第 13 号の令和 2 年度生坂村一般会計予算を続けます。はじめに住民課長の方からお願いします。

○住民課長（松沢昌志君）　　議長。

○議長（平田勝章君）　　はい、住民課長。

〔住民課長 松沢昌志君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君）　　はい、ここで昼食のため休憩します。再開は 13 時とします。午後 1 時です。

〔昼食休憩〕

○議長（平田勝章君）　　はい、再開致します。それでは健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君）　　議長。

○議長（平田勝章君）　　健康福祉課長。

〔健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明〕

○振興課長（中山茂也君）　　議長。

○議長（平田勝章君）　　振興課長。

〔振興課長 中山茂也君 朗読説明〕

○教育次長（山本雅一君）　　議長。

○議長（平田勝章君）　　教育次長。

〔教育次長 山本雅一君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君）　　以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 11・議案第 9 号（午後 1 時 32 分）

○議長（平田勝章君）　　日程 11・議案第 9 号、令和 3 年度生坂村営バス特別会計予算を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君）　　議長。

○議長（平田勝章君）　　副村長。

〔副村長 牛越宏通君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君）　　以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 12・議案第 10 号（午後 1 時 38 分）

○議長（平田勝章君）　　日程 12・議案第 10 号、令和 3 年度生坂村福祉センター特別会計予

算を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

〔住民課長 松沢昌志君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 13・議案第 11 号（午後 1 時 45 分）

○議長（平田勝章君） 日程 13・議案第 11 号、令和 3 年度生坂村簡易水道特別会計予算を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

〔振興課長 中山茂也君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。ここで休憩を取りたいと思います。再開は 2 時 15 分にします。

◎日程 14・議案第 12 号（午後 2 時 10 分）

○議長（平田勝章君） 皆さんお揃いですので再開したいと思います。

日程 14・議案第 12 号、令和 3 年度生坂村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明〕

○議長 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 15・議案第 13 号（午後 2 時 28 分）

○議長（平田勝章君） 日程 15・議案第 13 号、令和 3 年度生坂村農業集落排水特別会計予算を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

〔振興課長 中山茂也君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 16・議案第 14 号（午後 2 時 38 分）

○議長（平田勝章君） 日程 16・議案第 14 号、令和 3 年度生坂村介護保険特別会計予算を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 17・議案第 15 号（午後 3 時 04 分）

○議長（平田勝章君） 日程 17・議案第 15 号、令和 3 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

〔住民課長 松沢昌志君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、本日 理事者より提出された、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 18・総括質疑（午後 3 時 12 分）

○議長（平田勝章君） 日程 18、これより総括質疑に入ります。

日程 4 議案第 2 号から 日程 5 議案第 3 号の 事件案 2 件、

日程 6 議案第 4 号から 日程 9 議案第 7 号までの 条例案 4 件、

日程 10 議案第 8 号から 日程 17 議案第 15 号までの令和 3 年度予算案 8 件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） なければ総括質疑なしと認め、総括質疑を終結いたします。

◎日程 19・議案の委員会付託（午後 3 時 13 分）

○議長（平田勝章君） 日程 19、議案審査のため各常任委員会に議案を付託したいと思います。日程 4・議案第 2 号から 日程 17・議案第 15 号までの事件案 2 件、条例案 4 件、令和 3 年度予算案 8 件、計 14 件について、慎重審議を期するため、それぞれの所管の常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君）　　ご異議なしと認めます。よって、14 議案をそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程 20・陳情の請願・提出（午後 3 時 14 分）

○議長（平田勝章君）　　次に日程 20・請願 3 第 1 号「日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書」の提出を求める請願。陳情 3 第 1 号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」を議題とします。

◎日程 21・請願・陳情の委員会付託（午後 3 時 15 分）

○議長（平田勝章君）　　お諮りします。

ただいま 議題となっております、日程 20・請願 1 件、陳情 1 件の内容は、お手元に配付してあるとおりです。朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審議願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

　　〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君）　　異議なしと認めます。よって、日程 20・請願 3 第 1 号、陳情 3 第 1 号を、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

　　ここで、事務局に各議案と陳情について常任委員会付託案件表を配付させますので、しばらくお待ちください。

◎散　会（午後 3 時 16 分）

○議長（平田勝章君）　　以上で本日の日程はすべて終了しました。次の本会議は、3 月 16 日火曜日の午前 10 時から再開し、一般質問を行います。

　　本日は、これにて散会します。起立。礼。大変ご苦労様でした。

令和3年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

8 日目

- ・ 一般質問 6 人
- ・ 散会

・ 一般質問	3 P
吉澤弘迪議員	3 P
太田 譲議員	13 P
望月典子議員	23 P
一ノ瀬貞男議員	27 P
市川寿明議員	36 P
字引文威議員	47 P
・ 散会	50 P

令和3年第1回 生坂村議会定例会

令和3年3月16日 午前10時 再開

議 事 日 程			【8日目】
日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（8名）

1 番	望 月 典 子 君	2 番	太 田 譲 君
3 番	一ノ瀬 貞 男 君	4 番	宇 引 文 威 君
5 番	瀧 澤 龍 一 君	6 番	平 田 勝 章 君
7 番	吉 澤 弘 迪 君	8 番	市 川 寿 明 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	中 山 茂 也 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	健康福祉課長	山 本 かづ子 君
教 育 長	樋 口 雄 一 君	住 民 課 長	松 沢 昌 志 君
会 計 管 理 者	藤 澤 正 司 君	教 育 次 長	山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長	平 野 公 恵 君	書 記	眞 島 弘 光 君
--------	-----------	-----	-----------

◎再 開（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） これより、令和 3 年第 1 回 生坂村議会定例会を再開いたします。

○議長（平田勝章君） 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

新型コロナウイルス等 感染症予防のため、マスクの着用と、一時間を目途に窓を開けて換気をしたいと思いますので、ご協力をお願いします。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付してあるとおりであります。

◎日程 1 ・会議録署名議員の指名（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 日程 1 ・会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、7 番吉澤議員、8 番市川議員を指名いたします。

◎日程 2 ・一般質問（午前 10 時 01 分）

○議長（平田勝章君） 日程 2、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

7 番吉澤議員。

○7 番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） 吉澤議員。

○7 番（吉澤弘迪君） 一般質問を行います。7 番吉澤弘迪です。私は村の新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。昨春より蔓延した新型コロナウイルス感染症は 8 月の第 2 派、今年 1 月の第 3 派、現在は国、県内も患者数が減少しているものの、いまだ終息の兆しが見えません。県内の感染者は松本圏では一時感染者が急増して医療の病床ひっ迫度が警戒レベル 5 が発令されました。松本市の近隣の東筑摩郡 5 ケ村でも松本市の病院、老人介護施設にクラスターが発生して、その関係者の感染者が発生致しました。毎日、テレビ、新聞でコロナウイルスの恐ろしさが報道され、生坂村の住民は大丈夫だろうか、自分もいつかはコロナに罹って、同じ状態になって死んでしまうのではないかと不安になってしまいました。感染者が減少して、ワクチン接種が開始され、感染の終息に明るい兆しが見えてきた機会に、当村の昨春から現在まで行った感染症対策、特に防疫対策について健康福祉課長、村長にお伺い致したいと思います。まず最初に健康福祉課長に次の 3 点をお伺いいたします。

1、村より健康に異常があり、コロナウイルスの症状を疑う者は、かかりつけ医に相談し保健所の指示で PCR 検査をするよう指示がありました。実際には生坂村ではコロナ患者は 1 名しか発生しておりませんが PCR 検査を自主的に受けられた人はおるのでしょうか。また、福祉

課にコロナウイルスに関係するどんな相談が寄せられましたか。誹謗中傷などの情報があったのでしょうか。

2 として村の社会福祉協議会の介護施設では介護を受ける人が高齢者で感染しやすいことから介護施設の職員にPCR検査を受けるべきだと考えます。1月22日に行った松本市の49施設3048人の中に村の社協の職員も含まれているのでしょうか。

3、無症状の感染者がコロナではどんどん感染を拡大すると言われています。当村では今のところ感染者が1名しか発生しておりませんが、無症状の感染者がゼロであるとは断定できません。村の独自で有効な防止対策として、村民の健康を守るために早急に村民に接することの多い社協職員、役場職員、やまなみ荘、直売所、農業公社の職員、学校関係者のPCR検査を実施すべきと考えますが。またワクチンの接種時期が不確定で、今が絶好のチャンスであり、2月22日にコロナウイルスのリバウンドを防ぐために、国でもリスクの高い集団や場所を無症状の人のPCR検査を実施する方針を発表いたしました。以上の事でPCR検査については如何考えるでしょうか。この3点について健康福祉課長にお伺いいたします。一括でお答え願えれば結構です。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは7番吉澤議員の質問について一括答弁をさせていただきます。まず、最初にPCR検査を実際に受けた人はいるのでしょうかについてですが、

県内では、PCR検査につきましては、有症状者が医療機関を受診した場合に医師により必要と判断された方は、外来・検査センターを含む、診療・検査医療機関で実施をしております。これは、通常の医療受診にあたり、受診者から村等への報告義務はありません。また、感染者の濃厚接触者についても保健所が対応しておりますので、個人について村が報告を受けることはありません。いずれの検査におきましても、陽性となった場合には、長野県から市町村単位で陽性者の人数が報道発表されております。従って、各自治体では、陽性者については数として把握できますが、それ以外のものについては承知をしております。

今回の新型コロナウイルス感染症発生に際しましては、松本医療圏の中では、松本市立病院が入院治療、PCR検査に大きな役割を果たしてきました。

令和2年9月11日からは、PCR検査体制のさらなる充実を図るために、かかりつけ医からの紹介による軽症の疑似症者、無症状の濃厚接触者に関しまして、受診・相談センターでの集約体制が整備をされました。受診・相談センターの従事者としまして、月曜日から土曜日まで、3市5村の保健師、事務従事者が交代で2名体制の対応をしております。

松本医療圏で新型コロナウイルス感染症患者が多数発生した際には、松本市、安曇野市、塩

筑医師会が全面的に協力体制を敷き、患者の重症化予防につとめております。

相談内容につきましては、第1波の時は、個人では、万が一、症状が疑われるときの受診方法についての相談がありました。コロナに関して改めて相談をされる方はほとんどおりませんでした。社協や区長会等団体の長を務める方々から、事業の運営方法や会議の持ち方についての相談は数件寄せられました。

8月に村内で患者が発生した際には、誹謗中傷は聞かれませんでした。健康福祉課あてに「もし自分が感染したら困るので、誰がかかったか教えてほしい。せめて地区だけでもいいから教えてほしい。」というお問い合わせや、患者家族と接触したと思われるという方々から、「自分も感染しているのではないか」という不安を訴える相談がありました。感染不安を持たれている方には、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識をお伝えし、手洗い、マスクの着用、ソーシャルディスタンス等基本的な予防策をご説明し、不安が軽減できるよう対応をして参りました。

未知の感染症ということで、住民の皆様が大きな不安を持たれたことは確かです。今後も保健師を身近に感じていただき、健康不安があった際には、気軽に健康管理センターにご相談いただけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、1月22日に行った松本市49の介護施設に村の社協が含まれているかについてお答えをさせていただきます。長野県が実施をしております高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助事業は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化リスクが高い高齢者等の感染拡大防止のため、施設設置者が、当該施設の従業員を対象に自主的に行ったPCR等検査に係る費用を助成するものであります。補助対象となるのは、特別警報2（感染警戒レベル5）以上が発令されている地域内の事業所が発令期間内に実施した検査が対象となります。松本市はそれに基づき実施したものであり、生坂村は当該地域に該当をしていないため、実施はしていません。他4村の社会福祉協議会の職員も実施はしていません。

次に、村民と接することの多い村職員、社協、公社、学校関係者はPCR検査を実施すべきはについてお答えを致します。PCR検査を実施し、その時点での結果は陰性でも、それ以後陰性が継続されるわけではなく、検査を開始すれば検査翌日に感染することもあるため、定期的に確認が必要であり、頻度も保障されるものではありません。国、県等で方針が示されれば、それに則って対応を検討していきます。高齢者を含め、対人サービスを伴う職員は健康管理について日頃から留意することとしています。また、管理者は職員が体調不良時は申し出やすい環境づくりに努めることとしております。発熱症状のある方、体調の悪い方に於かれましては、無理することなく、自宅で安静、療養をしていただき、症状の改善が見られない場合は、速やかにかかりつけ医の受診をお願いしているところでございます。福祉、教育等の現場で働く職

員が発熱等で受診の際は、感染拡大防止のため、職業について積極的に情報提供を行うこととしております。

新型コロナウイルス感染症予防の基本は、ウイルスを目、鼻、口から入れないことが最も重要であります。そのために、手洗い、ソーシャルディスタンス、密を避ける、マスクをかける等の対策が新しい日常生活の勧めとして村民の皆様にもお知らせをし、実施を頂いております。

無症状の感染者からの感染拡大は、今回の新型コロナウイルスでは多く聞かれているところです。そのことに対しまして大きな不安があることも事実です。しかしながら、感染症予防の対策を講じる事で感染拡大が阻止できていることも事実であります。住民の皆様安心して接していただくことができるためには、まず、感染予防対策を実施することと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○7番（吉澤弘迪君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 次の3点について、今のご回答から再質問を致します。1問ずつご答え願いたいと思います。

PCR検査についてですが、第3派が拡大した昨春から今年1月にかけて民間施設で自費検査を受ける人が増加していると聞いております。村内のPCR検査について、そのためにお尋ね致しました。民間施設で自費検査を受けて陽性の判定が出て医療機関を受診しないという事例があり、これは感染症法で位置づけられていなかったことが原因です。その後、2月の法改正で民間施設にはあらかじめ医療機関を定め感染者は保健所へ届け出ることとなりました。しかし、検査を受けた個人については保健所から村に報告がなく、結果の陽性数だけ知らせてくるとすれば、実際に感染対策を行う村が迅速、的確な対策を取ることが出来るでしょうか。その点について福祉課長に再質問いたします。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） ただ今の再質問にお答えをさせていただきます。8月に村内で1名の方、患者様が発生した際につきましても、個人的な名前等の公表は県からはございませんでした。で、対応策としまして保健所が速やかにその方のお宅を訪問をさせていただきました、ご家族の方も含めて濃厚接触者の方について調査を迅速に対応をしていただきました。その中で感染者本人につきましては、わかったその日にすぐに松本市立病院の方の入院という措置を保健所ですべていただき、その他2名の家族の方につきましても、その日に同日松本市立病院に置きましてPCR検査の方を実施をしていただきまして、陰性であったという事でそちらの報告もこちらで頂いております。で、陰性者につきましては2週間の自宅待機と、それか

ら健康観察、毎日1日2回の10時と3時の健康観察につきまして、保健所の方から、まあ委託というか依頼がありまして、で、陰性者の方につきまして10時と3時の健康観察につきまして、土日も含めて健康福祉課の保健師の方で対応をさせていただいております。まあ、以上から考えるにつきましては、まあ個人名等の公表等がなくても保健所の迅速な対応と、それに伴います健康福祉課でのやらなければいけない業務につきましては、県の方から迅速に指示が下りてまいりますので、村民の皆様に感染拡大を及ぼすことはないというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○7番（吉澤弘迪君） 議長、議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 今、健康福祉課長の方から答弁を頂いて、まずはやっぱり個人情報の一つは大きなネックになっていて、それを詳しい感染者を公表すると誹謗中傷その他の人権の事が起きてくるという事で、情報についてはあまり触れてない、そういう事が実情であると思います。しかしながら県でも各市町村に感染対策はしっかりやってくれという事を条例の中に謳っておりますし、現実には生坂村でもコロナ対策本部ではその感染対策をやるという事を謳っているわけですし、まあ県でやって後わからなくていいという事には決してあたらない。一番の感染の地元の市町村がですねえ、やっぱり事業をやって感染対策を止めなきゃいけないという事は明らかです。で、あの、まあ一つですね、私新聞を見ましてこういう事例がございました。濃厚接触者の2名の老夫婦がですねえ、病院へ別々で送られて行ったと。そしたら奥さんは生き残ったわけですが、あの夫の方は5日は経ってジャンパーとそれから靴が返ってきただけであつたと。誠に悲しい結果が起きているわけです。まあこのような悲惨なことが起きないためにはですねえ、さらに住民が感染対策を基本的にやることと、それから地方自治体、村がですねえ、やっぱりいいやり方、すなわち感染対策を進んだやり方でやっていただいて、感染防止をしていただくより手がないと、現在の中では。そう思います。ぜひまあこのことを考えていただいて感染対策には村民も、それから村も知恵を出してあたっていただきたい、このように考えます。以上です。

それでは次再質問いたします。福祉センターの相談はコロナウイルスに対する恐ろしさについて連日マスコミで報道されておりました。村民の間には大きな不安があつたと私は想像しておりましたが、村民の方はそれなりにコロナウイルスを理解して冷静であつたじゃないかと福祉課長の報告からそのような感じを受けました。感染がまあ今一段落しておりますけれども、アンケートによって村民がどういう不安を持ったか、その事を実態を調べていただいて、この次の対策に是非役立てていただきたいと考えますが福祉課長は如何お考えですか。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） ただ今の、村民の皆様がどのような不安を抱いたかのアンケート実施についての提言でございますが、あの、なるほどなというふうに今聞いて感じております。未知のウイルスという事で非常にまあ医療従事者であっても未知のウイルスに対してどのような対応をしていったらいいのかという事は、まあ当初はわからないわけです。基本的なウイルスの感染対策というところで進め、それから鋭意研究等を重ねていく中で専門家中からこのウイルスに対してはこういう対応が必要だという事が徐々に判明をしていくという事でございます。で、まあ今後未知のウイルスにつきましては、10 年に1度は出てくるというふうに専門家からも提言もございます。そんな事も含めまして、今回この猛威を振るっております驚異である新型コロナウイルスに関しまして、村民の皆様の思いというものを、まあ直接お聞きできる方は数少なかったわけでございますので、多くの皆様が本当はどのように想っていたのかというような事をアンケート等で実施して私共がそれら皆様の想いを知るという事が大変重要なことであるというふうに考えますので、また担当と話をしてそのような方向で進めさせていただきたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○7 番（吉澤弘迪君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） ちょっと待ってください。はい、吉澤議員。

○7 番（吉澤弘迪君） 今再質問についてお答えいただきましたが、我々村民は先ほど申したように県の機関ではある程度の規則を守って情報については出さないというのが原則でございます。当てになるのは村の福祉課でございますので、先ほども申し上げましたようにきめ細かなアンケートを取っていただいて、村民がどういう不安を持っていたか明らかにして、次の感染対策に是非活かしていただきたいと思います。

それでは次に3点目の再質問致します。5か村の老人介護施設、社会福祉協議会の職員のPCR検査ですが、介護している人が高齢でコロナウイルスに感染しやすい事と、それから5か村のコロナウイルス感染者は松本市の病院、それから介護老人施設にクラスターが発生してその関係者であること。感染警戒レベル5の感染者の拡大が松本市に発生したとすると、感染拡大の危険性はこの5か村の介護施設の職員にあるわけでした。PCR検査を松本市の老人介護施設の職員の検査と同時になぜ行わなかったか、そのことについて私は大変不安を持っておりますので、疑問を持っておりますので、福祉課長にこのことについてお答えを願いたいと思います。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） ただ今の質問についてお答えをさせていただきたいと思

います。先ほども答弁をさせていただいた中に、補助対象となるものが特別警報 2、感染警戒レベル 5 以上が発令されている地域内の事業所が、発令期間内に実施した検査が対象となります。という事で、この時点で松本市がこの特別警報 2 に該当をしていたという事で実施をされたという事でございます。で、それにつきまして松本市の介護施設に勤務している当村の職員も数名居るわけですし、それらの方々につきましても、そこでの P C R 検査は実施をしております。で、なぜ当村社会福祉協議会が高齢者の方々の介護をするにあたって、この時にその検査を実施しなかったのかというご質問に対してでございますけれども、村の社会福祉協議会の方の職員につきましては、それぞれ日頃から感染予防対策に非常に一生懸命対応をいただいているという事、それから利用される皆様につきましても、利用する日にはその日の朝必ず体温測定を行いまして 37.5 度 C 以上の方はご利用を遠慮をいただいているという事等含めまして、看護師 2 名体制で常に高齢者の皆様の健康状態をしっかり把握をさせていただいており、少しの高齢者の皆様の症状の変化が起きた際にはすぐに家族に連絡がいくという事で、生坂村社会福祉協議会、デイサービスでは対応を取っていただいております。そのような中で職員につきましても、体調の悪い職員につきましても無理をして出勤をしないようにという事で体制的に大変な日もあろうかと思っておりますけれども、お休みを頂く中で朝熱のある職員の、まあ役場職員もそうですけれども仕事への勤務は遠慮をいただいているというところで、まあそのような感染対策、しっかり行っているという事を私の方でも周知し、また理解をしておりますのでこの P C R 検査についてはこの時に実施を致しませんでした。でまあこの時に実施をして、たぶんまあ 99.9 パーセントも 100 パーセントと言ってもいいかもしれませんが、当村の社会福祉協議会の職員は陰性であったという事でございます。で、むしろ私がちょっと怖いと思うのは、この時陰性だったからというその安堵感から少しの感染予防対策に気のゆるみが出てしまうと、かえってまたその感染リスクが高まってしまうという事もございますので、そういった意味で常に毎日緊張した中でご利用者様、それから社協のスタッフ全員がしっかり感染対策を取るという事が一番の基本でございますので、私そのように考えております。以上答弁とさせていただきます。

○ 7 番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○ 7 番（吉澤弘迪君） 今、私の再質問に対して健康福祉課長お答えいただきましたが、私はそういうその具体的じゃなくて抽象的なことではなくて、この件は先ほどもお答え願ったように、生坂村は当該地域に該当しないと、その事が一つの大きな県で判定する事だったではないかと思えます。あの、色々村の感染対策について福祉課長お答えいただきましたが、それは抽象的な事であって本来はこの生坂村はレベル 5 の感染を発生しているところではないと、当該

地域ではないという事で県はそういう措置を取られたと思います。で、そういう中でですね私はちょっと疑問を持ってるのはですね、これは1月22日に検査をやったわけですね。その後ですね、2月の22日に新しい法令とか感染対策が国で発表されております。それはあのリスクの高い場所や集団は無症状でも検査をするという事が後から一か月後に出てくるわけですね。ですから国の対策が前後してしまっていて本来でしたらその2月22日ののを1月22日に実施していただければ生坂村も該当したではないか。ただあの問題はですね、他にも色々ありますけれども、確かにその法令っていうのは前後してしまうと全く該当しないというような状況が出てきます。まあこれ、それはそれとして受け止めて、いずれにせよ村でも危ないことって言うか、感染しやすい人については積極的なPCR検査をやっていただくのがベターではないかと思います。特にあの東筑摩郡5村というのはですねえ、何回も申し上げますが、東京都とその近辺の埼玉、それから千葉、それから神奈川と同じような状況なんですよ。村から松本市へ通って病院へ入院する人、それから勤めている人も居ますので必ず松本市で感染者が出るとその近隣の5か村は感染者が出るという、そういう状況です。そこら辺を考えてやっぱり感染対策をまず第1にやらなきゃいけない。そういう事を申し上げたいと思います。

えーと、それでは次のちょっと質問に入ります。これはあの、我々がですねえ病気になった時に果たして入院出来るかどうかという緊急な不安を持っているわけですが、その事について関連の質問として副村長にお伺いします。あの、住民の一番心配なことはコロナウイルスに感染した場合、病床がひっ迫して入院できないという事です。今全国では感染者の1万人が入院していて4万人が自宅やその他の施設で療養しているというのが実態です。この自宅や特別な住居で療養している人は中等症、軽症の人でその大半が高齢者であると言われています。自宅以外で特に高齢者の方々は、先ほども言いましたようにクラスターが発生しないために自宅以外のところで療養を受けたいという人が非常に多いわけです。その点で、次の事を提言したいと思います。一つはですねえ高齢者生活福祉センターふれあいの里、それから農作業準備施設、これは草尾山ですが、この施設をコロナ患者の中等症、それから軽症の療養施設に転用利用はできないか。そう致しますとコロナの病床のひっ迫度が軽減できるじゃないかと。それからもう一つはですねえ、東筑摩郡5か村で高度医療の人工肺の購入について、資金を共同で病院に提供し、普通病床をコロナ患者の重傷病床に転化するために役立てることが出来ないかどうか、このことについて副村長にお伺いしたいのでご回答をお願いしたいと思います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは7番吉澤議員の質問に対してお答えを致します。初めに新型コロナウイルス感染症の中・軽症状者で自宅療養の避難施設の設置についてお答えをいた

します。現在長野県が設置している新型コロナウイルス感染症の中・軽症状者の療養施設は中信地区には受入れ予定者最大 100 名程度の施設が用意されており、対象者は新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち軽症者や無症状者で医師が診察により宿泊施設での療養が可能であると判断した方です。運営方法は外部委託により運営スタッフ、介護士を配置して 24 時間体制で行っているそうであります。健康管理体制は治療前の診療医師がオンコール対応しており、看護師が医療観察として 1 日 2 回体温、酸素飽和度の測定結果の確認とビデオ通話による健康状況の聴き取りや健康相談を行っております。療養者は原則として 1 日 3 回の食事の受入れで施設内の所定の場所へ移動する以外は、入所から退院までバス・トイレ付きの居室で過ごしているそうであります。中・軽症状者で自宅治療の避難施設を既存の公共施設への配置についてですが高齢者生活センター、又上野の準備休憩施設について長野県が設置している感染症中・軽症状者の療養施設の状況が人的及び既存の施設の公共施設で、先ほどの施設でありますね、対応出来るかを松本保健所、健康福祉課、そして公共施設の管理者と十分な調整が必要と考えます。また、重症化した方の受入れにつきましても同じように施設で対応できるのか、人的に対応できるのか、それを松本保健所、そして健康福祉課、また公共施設の管理者と十分な調整が必要と考えます。以上答弁とさせていただきます。

○7 番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7 番（吉澤弘迪君） 病床がひっ迫して村民が入院できないという事のないように、まあ今後検討して病床の緩和の方策として考えていただきたいと思います。

次に村長にお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症対策については、国は各地方自治体、県・市町村にその具体策を委ねる方法を取っていて、本村も令和 2 年 2 月 7 日に村長を本部長とした新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ現在まで対策を実施してまいりました。村長に 3 点お尋ねいたしますので全部一括でお答え願えればと思います。

1 番、コロナ対策本部は、平成 21 年 5 月に設置した生坂村新型インフルエンザ対策標準行動計画により新型コロナウイルス対策本部を設置したものではないかと思います。長野県では令和 2 年 7 月 9 日に長野県新型コロナウイルス等感染症対策条例を制定し、その中に対策本部を置き、置いてこの対策を実施してまいりましたが、県ではこの条例を制定することの必要性について協力だとか誹謗中傷などの事項がありこの条例が必要であると説明しております。コロナ感染は今後続くものと考えられ、それも広範囲にわたる対策を取らなくてはならないと考えますので、当村でも新型コロナウイルス感染症対策条例が必要と考えますが、村長はいかがお考えですか。

2 として、コロナ感染対策は村が村民の健康と生命をコロナから守ることを第 1 の目的とし

て、その対策を、対策本部を設置しておりますが、その対策本部の人員の中に村民の代表として区長会長、学識経験者として医師を加える事を提案致しますが如何でしょうか。

3として、新型コロナウイルスの感染状況についての情報公開については感染者に対して誹謗中傷がおこり人権問題になり慎重に行う必要があります。しかし村内にコロナウイルスが蔓延した場合には、その感染を防止するためにはどうしても情報公開が必要です。今後対策本部で情報公開をどのように行うか、村民の不安をどのようにして払拭するのかという事を考える必要があります。行政も公開を考えると同時にその都度感染者に向けられる社会的制裁がなくなるよう訴えることが必要ではないでしょうか。この情報公開について村長にお尋ねいたします。以上3点についてお尋ねいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番吉澤議員の質問にお答えを致します。新型コロナウイルス感染症対策条例の設置が必要ではないかという事でございますが、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されました。又、同年6月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画、及び、新型インフルエンザ等対策ガイドラインの策定が行われ、新型インフルエンザ及び新感染症が発生した場合の新たな対応方針が示されました。その後、平成26年12月には「生坂村新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しまして、新型ウイルス感染症が発生した際の行動計画が示されました。今回の新型コロナウイルス感染症発生に際しましてもこの行動計画を基に、対策本部を立ち上げ対応をしてまいりました。

松本広域圏救急・災害医療協議会の中に、新型インフルエンザ・新興感染症対策委員会がございます。メンバーは、松本市、塩尻市、安曇野市、塩筑医師会の会長、及び理事、歯科医師会、薬剤師会、信州大学医学部附属病院、松本市立病院院長、相沢病院救命救急センター長、松本医療センター統括診療部長、長野県立こども病院総合小児科副部長、安曇野赤十字病院統括院長補佐、3市5村の担当課長で編成をされております。

この会議は、新型インフルエンザ、新興感染症について、発生時のシミュレーション等の訓練、対策の進捗状況について協議をしているものでございます。今回の新型コロナウイルス感染症が発生した際にも、令和2年2月15日に同等のメンバーで会議が招集され、医療、病床の受け入れ準備の状況、疑似症要件の定義、救急搬送の仕方等の対応策を検討をしました。PCR検査拡充に伴う松本市立病院への松本医師会からの医師派遣の要請、医療機関の感染者の受け入れ可能数や人工心肺エクモ対応病院の確認、検査体制の強化、誹謗中傷に関する対応策等が協議されました。今後も必要があれば召集がかかり、対応策の検討はされるという事でございます。

新型コロナウイルス感染症の、患者本人、家族に対する誹謗中傷が問題になっていることは、大変心が痛い思いでございます。誹謗中傷に関しましては、県より随時一般向けに広報するよう連絡が来ております。当村でも、広報媒体を活用して村民の皆様に周知を図っているところでございます。また、誹謗中傷受けた方については、県のほうで「新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口」が設置をされております。

今後も、松本広域圏救急・災害医療協議会の新型インフルエンザ・新興感染症対策委員会での対応方針や、県の条例に基づいて連携協力してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、対策本部の中に村民の代表学識経験者が必要ではないかという事でございますが、

区長会長、医師が加わることはそれぞれの立場で見識も違い、広い知見の中で協議できると考えられるため、今後検討していきたいと考えております。但し、参集範囲が広がりますと会議の開催にあたり日程調整から始まり、タイムリーに開催することが困難になることも予想されます。必要に応じまして、アドバイザーとして参加いただくことなどの方法を含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、村民への感染状況の情報公開という事でございますが、新型コロナウイルス感染症の患者さんが発生すると、「誰だろう」「どこの地区だろう」と不安になることは十分に理解ができます。しかし、患者、感染者はすぐに医療機関等適切な療養施設に入院入所し治療を受けております。濃厚接触者についても保健所で追跡調査し、必要な方にはPCR検査の実施をお願いしております。結果が陰性であった方には2週間の自宅待機をお願いし、毎日健康観察を実施しているところであります。そのため、感染者個人を特定するような情報公開の必要性はないと考えているところでございます。感染蔓延時でも、村民の皆さんがとる行動は手洗いと、人に会う際には、互いに感染者であるかもしれないという危機意識に基づきマスク着用による咳エチケット、安全な距離の確保、室内換気等日頃からの感染予防策の徹底であると考えているところでございます。以上答弁と致します。

○議長（平田勝章君） いいですか。間もなく質問時間があと10分になりました。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 今の村長の回答について私の感じた事を申し上げます。生坂村、あの自治体はですねえ、先ほど申し上げましたように国から独自の詳細の感染対策をするよう任されております。生坂村をみますと、まあ大きな市や国はですねえウイズコロナという事で、コロナと経済を一緒に考えなけりゃいけない。しかし生坂村はですねえ、経済に依存するところが少ないわけでした、まず第1には住民の生命と健康を守るゼロコロナが方針でなければな

らないと確信を持っております。その中で対策本部ではですね、村職員の感染防止対策について県外移動自粛などの方針を出しましたが、これは対策として本当に好事例であり評価を致したいと思います。さらにまあ、これから学識経験者や科学者の言っているような先を見た変異コロナウイルスの発生を見越してですね、PCR検査を村独自でやって頂くことをお願いをしたいと思います。さらに3点としてですね、村独自のコロナウイルス条例の制定はですね、村内にコロナウイルス感染者が発生した場合に、感染者に対する誹謗中傷など必ず人権問題が起きますが、このような人権問題は行政と村民が一致団結して防止しなくてはならないと考えます。この対策を県などに任せるのではなく、感染者の住んでいる地元の村と村民が問題解決に積極的に当たる必要があると思います。そのためには、条例を制定してこの問題に当たる姿勢を村として示すことが必要ではないでしょうか。以上を申し上げましたが、私の質問は時間もございませんので、あとワクチン接種について上げてありますが、また降壇でワクチン接種についてはお聞きをしたいと思いますので、今回は省きます。以上で私の質問は終わります。

○議長（平田勝章君） 1時間が経過しようとしていますので、ここで休憩を取りたいと思います。再開を11時10分とします。

〔休憩〕

○議長（平田勝章君） はい、再開いたします。2番、太田議員。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） 通告に伴い質問いたします。2番、太田譲です。

平成29年6月の定例議会から今年度のコロナ対策による質問者数制限時以外は全ての一般質問に立たせていただき、様々な質問・提言をしてきました。今回はその4年間のまとめとして私の質問・提言に対して検討、または協議するとお答えいただいた質問に対し、その後の検討・協議の内容と結果、それに対する現状について確認をして、今後の活動につなげていきたいと思っております。しかしながら、今までの質問・提言すべてについてお聞きするには時間が足りない所以我がスローガンとして掲げている「子供の充実・子育て世代を含めた若者の充実・そこが充実することにより高年層の充実と生坂村の活性化につながる」そこに力を入れておこなった関連質問を6項目にまとめて、順にお聞きいたします。

1つ目に、消防についてお伺いします。防災無線の活用に伴い火の見やぐらの利用用途が現在ではホース干しに限定されており、その火の見やぐらは老朽化が進み団員の登り降りが危険

なため撤去してホース干しポールに変更してもらいたい。という提言について、こちらは詰所の建替えがあった部ではポールに代わっていますが、そのほかの部ではまだ火の見やぐらを使用している状態です。また、団員の出勤率向上に向けた施策を検討しているところになっている点についての検討結果と対策についてお伺いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは、2番太田議員の火の見やぐら等の対応についてお答えを致します。火の見やぐらについての質問は平成29年6月の定例会においての質問であり、村長の答弁として、「先般の分団長会議において各分団長に意見を求めましたら、議員ご指摘の火の見櫓の活用現状と今後は安全管理の面から火の見櫓に上らない方向にして、ホースの乾燥については、昨年度建替えた大日向部の詰所の様にホース乾燥塔を整備して欲しいという意見がありました。よって、今年度実施予定の日岐部の詰所の更新事業につきましては、消防団員と協議をして、ホース乾燥塔の整備も検討したいと考えます。

なお、火の見櫓撤去後の対策としましては、今後の防災行政無線をデジタル化に更新する際に、消防詰所付近に外部スピーカーを設置して詰所等で単独放送ができる施設の設置や、そのポールにホースを干すための施設を取り付けることも検討してまいりたいと考えます。」と答弁しています。この答弁を受け分団長会議において協議し、火災予防運動時等の打鐘をやめ、同法無線において注意喚起内容を周知しております。乾燥塔については大日向部及び日岐部のホース詰め所建て替え時に設置をしております。他の乾燥塔については、村長の答弁により対応してまいります。なお、火の見やぐら撤去についての要望は各分団から出ていない状況であります。

また、団員の出勤率向上に向けた取り組みについては、今年度から生坂村消防団応援商品券の交付の実施や出勤手当を団員に直接支給など検討を進め、出勤率が向上するように取り組んでいます。以上答弁とさせていただきます。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） ホース干しのポールと詰所の火の見櫓の事なんですけれども、まあ火の見櫓の方は撤去の要請は他の部からは出ていない状況だという事ですが、ホース干しポールが無い以上それを使わざるを得ないので、中々意見として出にくい部分はあるのかなあと思っております。そのホース干しポールと詰所の火の見櫓のやつを防災無線の更新に合わせてという事なんですけれども、私も現役の団員として今も活動しているんですが、やはりホース干しポールが欲しいです。人員の確保も厳しくなっていく中、少ない団員で効率よく作業をしてい

くうえで必要と考えますので防災無線の設置とは別でボールの早期設置を再度提言したいと思います。

また、お応援商品券や出勤手当の直接支給は団員の士気、または家族への理解というのも得られるかと思いますので効果を期待したいと思います。その後の出勤率を比較し、団員への環境整備と更なる出勤率の向上に努めてもらいたいと思います。ただ、直接支給になると今まで分団の運営に一部充てている部分もあったような気がしますので、その辺について運営の困難が予想されますので、その辺のケアも今後、もしよろしければ検討していただきたいなと思っております。

2つ目についてですが、中学校の部活についてお伺いします。生坂中学校に昔からあった実質的強制入部は私も直接学校へお伺いしお話をさせていただきやっとなくなった感じとなっておりますが、そのほか部活のあり方については保小中検討委員会で、生徒のニーズに合わせた柔軟な対応については総合教育会議で検討・協議すると同じ部活についての質問に対し教育委員会の方では一貫性のない答弁をされ、また保小中検討委員会では議題にすら挙がっていませんが、総合教育会議では検討・協議をしていただけたのでしょうか。社会体育の指導者をしていますが、こちらには何の連絡・打診もありませんが、その検討・協議内容と現状についてお聞きします。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長。

○教育長（樋口雄一君） それでは、太田議員の中学部活に関するご質問についてお答え致します。中学部活に関する総合教育会議での検討・協議状況でございますが、一昨年の太田議員の一般質問以降の総合教育会議においては、吹奏楽部における聖南中学との合同練習等の情報は共有しているものの、将来的な部活動の在り方についての議論は、まだ深めることができていない状況でございます。この少子化に伴う中学校部活動の在り方につきましては、当村に限らず多くの町村が抱える課題だと認識しております。近隣では、昨年、池田町教育委員会と松川村教育委員会が、距離的にも非常に近いという事で高瀬中学校と松川中学校で合同部活の実施等を検討していくというお話をお聞きしましたので、私も1度だけではございますが会議の方に参加をさせていただきし、情報交換をしてきたという経過もございます。部活動に対するすべての生徒の希望に沿うということは中々難しいことではありますが、今後の教育委員会や総合教育会議において、こういった他市町村における活動の情報提供等を行うとともに、太田議員のような社会体育の指導をされている関係者の方のご意見等も参考にしながら、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように議論を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） 近隣町村の学校との合同や連携をしていく作業ですね、というのは非常に時間がかかりますし、生徒の気持ち等も考えながら進めていかなければいけないデリケートな部分も出てくるかと思いますが、まあこういったね、お互いプラスに進む方向の話であればどんどん進めていってもらいたいなと思っております。しかしながら、まずは生坂中学としてどう進めていくか、っていうところをしっかりと話していくことが大事なんではないかなと思いますので総合教育会議などで議題として取り上げ、必要であれば専門委員会等を設置して、生徒や保護者、また村内で活動している社会体育や文科系教室の先生方にも意見を聞いていけばいいのではと思いますが、その点について再質問いたします。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長。

○教育長（樋口雄一君） 太田議員の再質問についてお答え致します。太田議員の発言、提言のとおり生徒の気持ちも非常に重要だと思われますので、今月総合教育会議、3月下旬に予定しておりますので、その中で村長、教育委員との懇談という事で部活に関する議題につきましても取り上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○2番（太田譲君） この総合教育会議で議題として取り上げてお話していただけるという事ですのでよろしくお願いしたいと思います。まあ簡単に答えの出る問題ではないですし、時間がかかる問題だと思いますので、まず取り上げるっていう事が大事かだと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

3つ目になりますが、教育委員会のホームページについてお伺い致します。筑北村のスポーツを通じた村内外の方に向けた子育て支援と各施設利用の促進活動を例に挙げ生坂村でもHPやサイト等を活用して発信していくと答弁されております。その当時。現在も質問当時とレイアウトも変わってではなく、改善された形跡がありませんがその辺の方の検討はなされているのでしょうか。また、総合グラウンドの人工芝化についても照明も水銀灯の利用もできなくなってきましたし、交流人口が飛躍的に増え、やまなみ荘にとっても運動施設環境が良くなれば利用者・宿泊者増の方につながり、総合的に考えてもプラスになりタイミングとしては今じゃないかなと思うんですけども、その後の検討について質問致します。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育次長。

○教育次長（山本雅一君） それでは、教育委員会のホームページ等についてのご質問にお答えを致します。教育委員会では、ホームページのレイアウトは近年変更しておりませんが、昨年5月に保育園のバナーのリニューアルを行いました。また、同時に保育園のホームページの中に保育ガイド等の項目も新たに増設して、入園方法など分かり易い内容で掲載しております。

そのほか、健康福祉課で今年度、新たに立ち上げた出産・子育てを応援するスマートフォン向けアプリ、「いくっ子ナビ by 母子モ」に教育委員会が関連する地域の子育て情報やイベント情報も随時掲載をするようにしております。

次に、総合グラウンドの人工芝化や照明の改修についてでございます。これまでの一般質問の際に取り上げられた筑北村のサッカー場について費用等を確認しましたところ、同じような人工芝にすると直工だけでも1億2千万円ほど。また照明の改修につきましても、現在の水銀灯からLED照明に更新するにも2千万ほどの事業費が必要であるとのことでございました。人工芝も用途によって単価が安価なものから、様々あるようでございますが、使用目的等を考慮しまして、また費用対効果が見込めるかどうか踏まえまして、さらに研究・検討してまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○2番（太田譲君） あ、ホームページの方なんですけれども、まあレイアウトは変更していないけれども保育園の方のバナーのリニューアルは行ったと。まあそちらの方は新しくして頂いて見やすくなったりとか、それは入園者とか保護者に向けての事だと思います。また、アプリについても出産と子育てを応援するスマートフォン向けアプリという事は、村内で出産した方、子育てをしている方に向けてのアプリではないかなと想像できるわけなんですけれども、私が質問でも言ったのは地域の子育ての情報を知るんじゃなくて、地域の子育てしている人達とか地域の外の方たちへの発信をしてほしいっていう事を質問でも言っているわけですし、その辺についてそのホームページ等使ってとか、SNS使っての発信をしていく作業っていう事を検討していただきたいと思うんですが、その辺についてもう一度、そこだけご答弁いただけると有難いんですが。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育次長。

○教育次長（山本雅一君） お答えいたします。確かに太田議員言われるように生坂村の子育ての情報発信というのは大変重要だと思っております。ですので、子育て支援センターなのはなとか、児童館だとかっていうような所のホームページ等のリニューアル等も、すみませ

ん、一度にはちょっと出来ないんですけども、徐々に検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○2番（太田譲君） 外にやっぱね、発信をしていくっていう作業はほんとに大事だと思いますので、少しづつでもいいので着実に進んでいってもらえればなと思っております。で、そのホームページとかサイト、発信ツールですよ、そういうものについては大好き隊の方で特異ジャンルの方いらっしゃるんですよ。そういう方もしっかり力を貸していただいて、今YouTube等とかもあげているでしょうし、そういう人の技術を使ってね、サイトを見たら“ちょっと生坂の方の施設へ行ってみようかな”とか“生坂で子育てしてもいいんじゃないかな”って思っただけのような、ワクワクするようなリニューアルを期待しております。グラウンドについてですが確かにその費用面では大きな事業となるので当然研究とか検討っていうものは必要だと思います。が、やまなみ荘に対する効果ですとか流動スポーツ人口増による地域の発信っていうものにはまあ長いスパンで見なきゃいけないとは思いますが、費用対効果以上の魅力があると私は思います。なので、ここは教育委員会で今まで質問させてもらってるんですけど、教育委員会だけではなく、村の一大事業として、まあ仮称というか「いきたくなる村！生坂プロジェクト」とかね、そんなようなものを立上げて3ヶ年とか5ヶ年とか言うような計画で観光・スポーツ・アウトドアで生坂村をフル活用していくというような、そういう検討会みたいなものを立ち上げて議論をして言ったらどうかなと思うんですけども、そこについて村長のご意見というか感想をお聞かせいただければと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番太田議員の質問にお答えを致します。まあ「いきたくなる村のプロジェクト」という事でございますが、常に村外に対しての発信は検討しておりまして、今回もYouTubeで発信する生坂大好き隊員も活動を始めております。色々と村内の事について村外へ良い面を発信していきたいなあというのは私の考えでございまして、確かに財源的に芝生化、またやまなみ荘も今年度建築診断をしまして緊急に修繕をしなければいけない点がお風呂・厨房・外装の剥がれ等があります。それだけで1億数千万円、まあ概々算ですが。それにまあ10年くらいの間に、そうですね、屋根の塗装・照明のLED化・エアコンの更新等がまた2億数千万というような概々算が出ておりまして、こういうものも加味しながらやまなみ荘、総合グラウンド、一体的に活用して村の中核的な観光交流施設でございまして、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、ほんとに今情報発信という事は重要であると思っておりますので、

また議員各位とご協議をさせていただきながら、良い発信につながるよう「いきたくなる村のプロジェクト」に取り組んでいきたいと思いますのでご理解をお願いして、答弁と致します。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○2番（太田譲君） 村長の方からそのようなプロジェクトを検討していただけたらいいかなと答弁いただきましたので、是非ね、その辺も検討しながら併せてその情報発信というものについても力を一層入れていっていただけて、あのもう毎日のようにアップされている村長には本当に感謝の言葉しかなくて、私もそういうツールは使うんですが中々毎日っていう発信はやはり本当に大変だと思います。で、まあその辺も今回は村の方から発信が出来てくればそういう作業もまた軽減されるのではないかなと思いますので、是非そちらの方、村で検討していただきたいと思います。とっております。

4つ目ですけれども、旧南小体育館の解体と日岐団地の建替えについて一回質問をしたことがあります。それに関係性の高い旧南小グラウンドですね、トンネルの今残土を利用して埋立てをしているんですけれども、関連付けてそちらの方も併せてお伺いしたいと思います。

体育館の取壊しと団地の建替えについて検討するという事で、今回のグラウンド埋立てに絡めた時に日岐区の活性化の為に旧南小付近の大規模改修という話とかは村では出てませんでしたでしょうか。また、埋立て後の利用法についても地元区と工事業者で話して利用法を決めてもらうというふうな形だと思うんですけれども、結果現状はゲートボール場だけ元の位置に作りあとは碎石だけ引いて終わりという現状ではないかと思っております。こういう交渉に慣れていない区ではなく、行政がちゃんと間に入っていたら、もう少し違う形のグラウンドの新たな活用方法が見つけ出せたのではないのかなというふうな思いではおるんですけど、こちらの2点についてお伺いしたいと思います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 私からは、旧南小学校体育館と日岐団地の建て替えについてお答えをします。この質問は太田議員の平成30年3月定例会の質問であり、村長の答弁として「体育館については取り壊しに合わせて、駐車場整備行う。また、日岐団地の建て替えについては、現在行っている上生坂石原団地の整備見通しがついたら、南部、北部を含め生坂村全体で、若者定住促進住宅建設か、空き家をリホームしてかの移住促進などを検討していく」と答弁しています。

これを受けまして、体育館の取り壊しについては、現在対象となる補助事業を検討調整をしております。また、日岐団地の建て替えについては上生坂石原団地の完成年次に合わせ村長が答

弁した内容により検討をしてまいります。

両事業の実施年次については、今後の財政状況を考え他事業との緊急性を村長及び担当部署、そして関係者と検討し決めてまいります。以上答弁と致します。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 続きまして、2番太田議員の旧南小学校グラウンド埋め立て後の跡地利用についてという事でお答えを致します。太田議員ご指摘の、旧南小学校グラウンドのトンネル残土による埋め立て後の利用方法についてですが、この事業につきましては、基本的には原形復旧とするものとされていることから既存のゲートボール場の再整備とフェンス、照明、トイレの設置、土での整備によります復旧とされております。現在、工事の方は盛り土が終わりまして、水路が整備され碎石を敷くまでとなっております。村としましては、2月に跡地の利用方法について、区長さんに区からの要望等の取りまとめについて依頼を致しまして、先日そのご返事をいただいております。内容としましては、ゲートボール場、照明、トイレ、駐車場、遊具などの整備という事でお聞きをしております。これらのことにつきまして、経費的なことも踏まえた中で、今後、地元区と事業主体であります長野国道事務所と調整をしまして、進めていきたいと考えております。以上答弁と致します。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○2番（太田譲君） はじめに体育館の方ですけれども、まあ体育館については倒壊の危険ですね、とかあと獣の住処になってしまうと団地に住まわれている村民の方にも大変不自由な思いになってしまいますし、引続きよい補助事業をさがしていただきながら早期の実行が出来るよう期待しております。で、団地についてなんですけれども、こちらやはり老朽化も深刻だと思いますので石原団地の方ですね、見通しがつきましたら、まあ村の中で緊急性とかバランスを見てっていう話ですけれども、今も日岐団地は確か満床、満室というか全部入っているような状況だと思いますので、倒壊とかした時に危険性を考え優先的に検討いただきますよう改めて要望をしたいとは思っております。で、グラウンドの方についてですけれども、ちょうどこの質問を作成している時期と区長さんの方とのタイミングがあれしちゃったので、まあ質問の内容がちょっと現時点の進行状況とちょっと違いが出てしまっているところでありましたが、まああの現状復旧という事で、照明・フェンス・トイレまで付くっていう事ですので、まあその辺はありがたいかなと思っております。まああの今後もですね、区長さんの方からも相談があるかと思うので、中々ね、やっぱそういう交渉とかね、そういう話とか中々慣れない住民の皆さんたちですので、しっかりと村が入っていただいて、住民が少しでも希望する

跡地利用ができるようにしてもらえたら有難いなと思っております。私の個人的な意見ですが、南地域にはですね子供たちが自転車や徒歩で行ける範囲に周りを気にせず遊べる公園がないんですね。あの、わりかし人数、子供も居まして、日岐や下生野に今子供結構居ますので是非、子供たちが笑顔で走り回れるような場所となればいいかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、移住とかそういうアンケートですね、そういうところにも公園のある場所で子育てがしたいと答えているような親も沢山いられますので、移住対策、移住定住対策ですね、にもつながるかなと思ひますので是非、前向きな検討の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5つ目なんですけれども、直売所についてお伺ひします。かあさん家のボリューム満点で美味しい食事と道の駅での定期的なイベントやフレーズが耳に残る印象的なCMですね、など活用し一定の成果をあげその辺に対しては素晴らしいなと評価をしたいところではありますが、私が質問で提言した、若者世代に向けてのSNSスポットじゃないですけど、何ていうか通称というか、インスタ映えですかね、流行りの言葉で、の設置で更なる集客を狙えるかと思うんですけれども、その後の検討の方はただけでしょうか。また、近年の自然災害に備えて直売所での非常食の販売についても提言をさせていただいたんですが、そちらの方の検討結果の方もお伺ひ致します。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答え致します。直売所についてのご質問でございます。

この質問は、太田議員の令和元年6月定例会で、観光と施設環境による人口増対策についてのご質問の中でご提案いただいたものだと思います。道の駅いくさかの郷では、太田議員ご指摘の通りブドウをはじめとする村内の特産品や灰焼きおやきなどの郷土食、村内団体の協力による定例イベントの実施とともに、テレビCMやテーマソングの作成など行った宣伝活動の効果もあって、おかげさまで来客数が増えてまいりました。今後も継続的に大勢のお客様に訪れただけの施設として定着させていくためにも、SNSスポットなどは効果的であると考えています。

村では、これまで大城・京ヶ倉トレッキングや犀川ラフティング、パラグライダーなど、素晴らしい景色と臨場感が気軽に味わえるVR動画を作成しましてYouTubeへ公開し、体験コーナーをいくさかの郷定例イベント等に合わせて設ける取り組み、またエンジョイ生坂のテーマソングにのせて、村の見どころを紹介するプロモーションビデオも村ホームページやYouTubeで公開するなど積極的に行っております。そうした中、SNSスポットになりそうな場所やポイ

ントの情報発信に取り組んでいるところでございます。今後も、引き続き、村を訪れていただけるきっかけづくりと、効果的に集客につながる取り組みについて、検討し進めていきたいと考えます。

続いて、令和2年3月定例会においていただきました非常食・カンパンの製造、販売についてのご提案でございます。カンパンの製造については農業公社に協議をしましたところ現状では人員・機材の面から対応が難しいとの回答でございました。また、直売所での非常食の販売、備蓄でございますが、協議したところ、これら値段的にも高く、また損失につながることも考えられますことから、現状の菓子類やインスタント食品、缶詰め等により対応を考えることとしておるところでございます。以上答弁と致します。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○2番（太田譲君） あ、インスタ映えってやつですが、それを参考にしてですね、今道の駅巡りをする方もいるようでございますので、まあそういう新たな客層GETのためにもまあ私も考えていきますが振興課の方でも検討をしていただきたいと思います。まあ以前も大城・京ヶ倉の写真を見せていただいたら、提示したらピンバッチ何かを差し上げるみたいなやつがあったかと思います。まあそこに対しても、写真を見せるんじゃなくて、それをインスタであげた画像を見せれば何かこう特典が、というような形でやってっても、一つの方法かなあなんて思ったりもしますし、まああの県道の方の壁ですね、ダム湖のこの壁等も、そういう所も利用しながら道の駅のイベントとして何かこうそこで一緒に写真を撮れるような、まあ前にも質問で言わせてもらいましたけども、新鋭デザイナーとか新人デザイナーの人達に来てもらいながら、そういうような写真取れるような場所をつくったりとか、そういうような事も検討していただけたらなと思っております。まあ、非常食についてですが、現在缶詰やインスタント麺等も販売しておりますので、まあそこでも対応できるのかなと私も思っております。今後ね、乾パンには拘らず、今かあさん家の方でもいろんなオリジナル商品とか開発してるかと思えますけれども、そういう非常食っぽいようなものもね、オリジナルでね、できればいいかなと。そうすれば特産品としてね、外に向けての販売もできると思いますので、そうすれば売上げの方にも貢献できるんじゃないかなと思っております。まあ今その防災には皆さんほんとに全国でも力を入れていると思いますので、そういうものを商品化するっていうのも一つの手かなと思います。

えー、6つ目最後ですけども、高津屋森林公園についてお伺い致したいと思います。この見晴らしもよく村内きっての観光スポットである森林公園の活用法として管理棟のサテライトオフィス利用とマレットゴルフ場のキャンプ場への用途変更を提案致しましたが、その後に

管理組合とのお話し合いの方は出来ていますでしょうか。こちらタイミングは正に今だと思うんですけども検討内容と現状についてお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答え致します。高津屋森林公園の好効率利用に向けました管理棟のサテライトオフィスへの利用とマレットゴルフ場のキャンプ場への用途変更等についてのご質問でございます。こちら高津屋森林公園管理組合と話し合いの有無についてとのご質問でございます。現下の新型コロナウイルス感染拡大によりますイベントの中止、また会議の自粛などの影響や、村としまして、コロナ禍で財政面や緊急性・必要性・運営の可否を含めて未だ検討中でありまして、現時点では管理組合との協議にはまだ至っておりません。高津屋森林公園は太田議員ご指摘の通り、見晴らしがよく気軽に自然が満喫できる重要な観光スポットであり、貴重な施設でございます。今後、活用方法について、費用対効果を念頭に庁内で検討するとともに、4月に予定されます高津屋森林公園管理組合との会議等によりまして、検討していきたいと考えます。以上答弁と致します。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○2番（太田譲君） まあ、コロナ禍という事で今後も都会の方ではテレワークの推進、サテライトオフィスの活用といったような新しい企業スタイルを対策しながら動くはずだと思いますので、まあ費用的な問題などもありますけれども、まあ施設の有効利用ですね、まあずっと平日利用がないわけですから、ほとんど。その辺は組合と前向きに検討していただき、是非良い方向に進むことを期待しております。

またキャンプ場についてですが、こちら費用対効果もまあ当然大事なんですけれども、キャンプ場に用途変更する場合、まあそんなにこう実質的なコストというものは掛からないと私の見ている中では判断できるので、まあ質問の時にも言いましたけれども、ほんとに今そのコロナ禍って言うのも後押ししたのかわかりませんが、その家族で過ごすとか、ほんとに少人数の仲間で過ごすといったようなキャンプがまた再燃しておりますし、非常にまあほんとにタイミングが大事だと思いますので検討していただきたいと思います。まあこれだけ自然豊かな村に1つもキャンプ場がないっていうのは本当に勿体ない事だなと思っておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思います、検討を。まあ今回この6つについて、まああのまだこれからやっていく事であったりとか、まだ検討・研究を重ねていかなきゃいけない事、色々ありますけれども、今後も引き続きこの村の活性化ですね、自然を活用して子育てが楽しくできるような環境を作っていけるように、私も方でも色々活動ができればなあと思っておりますので、村

の方のご協力の方もよろしくお願ひしたいと思います。これで私の一般質問を終わりと致します。

○議長（平田勝章君）　　ここで昼食の時間をとりたいと思います。再開を13時、1時としたいと思います。よろしくお願ひします。

〔休憩〕

○議長（平田勝章君）　　再開いたします。続けて一般質問を行います。1番　望月議員。

○1番（望月典子君）　　議長。

○議長（平田勝章君）　　望月議員。

○1番（望月典子君）　　1番、望月典子です。通告に従って質問します。今回、男女共同参画計画の取り組みについて質問致します。

令和2年から5年間にわたるの第2次生坂村男女共同参画計画がスタートしています。目標に向けての様々な取り組みがあると思います。そこで最初の質問です。この取り組みの具体的な内容と。失礼しました。その取り組みの具体的な内容と説明を求めます。

○教育長（樋口雄一君）　　議長。

○議長（平田勝章君）　　教育長。

○教育長（樋口雄一君）　　それでは、望月議員の男女共同参画計画の取組に関するご質問についてお答え致します。ご質問でございます「計画における取組の具体的内容」についてでございます。議員ご承知のとおり、教育委員会では、昨年度に「男女が共に進める村づくり」という目標を掲げた「第2次生坂村男女共同参画計画」を策定致しました。この計画では、今年度からの5か年を計画期間として設定し、各種施策を進めていくこととしております。

具体的内容としましては、施策の体系として「男女共同参画を進めるための意識づくり」、「男女が共に自立し、活躍できる環境づくり」、「男女共同参画の視点に立った活力と安心の村づくり」という3つの柱を設定しております。

1つ目の柱でございます「意識づくり」に対する主な取組内容でございますが、広報いくさかやICN等を活用した定期的な意識啓発活動等を行うこととしております。今年度におきましては、計画の概要を掲載した4ページのダイジェスト版を作成し、全戸配布をすることで、村民の皆様の意識啓発を図ったところでございます。

2つ目の柱の「環境づくり」に対する主な取組内容としましては、日常生活の役割分担の見直しに役立つ啓発資料の提供等を行うこととしており、また、3つ目の柱の「村づくり」に対する主な取組内容としましては、女性役員の選出方法等に関する先進事例の収集・情報提供や村消防団等への女性参画の促進を図るとしております。

こうした取り組みを行うことによりまして、当村における男女共同参画の更なる促進を図りたいと考えているところでございます。以上でございます。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1 番（望月典子君） あの、確かに今年度はコロナの影響で活動や集会が出来ない分、情報や資料配付という形がとられたんだと思われます。が、一つ残念に思ったことは、広報や I C Nをもっと活用してほしかったという事です。I C Nはじっと観てるわけではないので革新的なことは言えないのですが、広報に関してはそのような記事が載っていたのを見たことがありません。どちらも確実な効果は望めないかもしれませんが、例えば4コマ漫画のように男女の役割を描くとか、クイズ形式で男女平等の問題を提出するとか、男女共同参画に対する意識を高めるために是非今後に向けて定期的な活用を望みたいと思います。それでは次の質問です。

男女平等の割合が高いのは、学校教育、反対に低いのは政治の場、社会理念、慣習という統計が出ています。女性は意思決定が必要な専門委員会や、知識の、ごめんなさい。地域の活動は男の領域だという意識がまだまだ根強いように思われます。女性の様々な分野への参画を促し、男女共同参画社会を実現させるために、行政は積極的に勉強会や意見交換会等を開催し、参加を呼び掛けることを提言したいと思いますが、それについての考えを聞かせてください。お願いします。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育長。

○教育長（樋口雄一君） お答え致します。男女共同参画社会を実現するための勉強会や意見交換会等の開催に関するご提言についてでございます。教育委員会におきましても、望月議員の提言と同様の取り組みを考えておりまして、先ほども答弁いたしました、計画の2つ目の柱であります「環境づくり」に対する取り組みとして、「男女共同参画社会実現に向けた講演会や勉強会の開催」を計画しているところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大勢の村民の方を対象とした講演会は開催することができませんでしたが、令和3年度の当初予算案におきましても、今年度と同様の経費を計上させていただいているところでございます。そういった事業を実施することによりまして、議員のご提言にもございますとおり、女性の様々な分野への参画を促し、誰もが活躍できる社会となるように取り組んでまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1番（望月典子君） えーと、ただ今の答弁に再質問を二つほどしたいと思います。

一つ目は、環境づくりの取り組みとして男女共同参画社会実現に向けた講演会や勉強会の開催を計画しているとありましたが、例えば勉強会のテーマは何か、ターゲットをどの辺に絞るのか、定期的に開催するのか、参加しやすいための何か工夫はあるのか。これがまずまとめた1点です。それと関連して、もう1点。ダイジェスト版の施策に「仕事や地域活動と家庭の両立が出来る支援策の整備」という項目がありますが、どのような支援を考えておられるのでしょうか。この2点について質問をします。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育長。

○教育長（樋口雄一君） それでは望月議員の再質問についてお答え致します。

一つ目のご質問でございます、男女共同参画社会実現に向けた講演会や勉強会の具体的な開催方法に関してというご質問かと思えます。先ほどの答弁でも触れさせていただきましたが、昨年度第2次生坂村男女共同参画計画を策定しておりまして、その際、策定の参考とするため村内の満20歳以上の男女300人の方を無作為に抽出した住民意識調査を実施しております。約6割の方から回答をいただきましたが、その集計結果を分析してみますと、あくまでも全体的な傾向ではありますが、いわゆる男性は仕事・女性は家事育児といった性別による固定的な役割分担を肯定する人の割合は女性よりも男性の方、また、年代で見ますと若い方よりも高齢の方の方が高くなっておりまして。このような傾向もございましたので、ご質問のありました講演会・勉強会のターゲット・テーマに関しましては出来るだけ高年齢層の男性の方が関心を持って参加していただけるような方法・内容で開催したいと考えているところでございます。また、このような講演会を定期的に開催するという事は中々難しいわけでございますので、都合がつかず参加できなかった方のためには映像をICNで放送する等の工夫をしまして、出来るだけ多くの方に関心を持っていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、二つ目のご質問であります「仕事や地域活動と家庭の両立が出来る支援策の整備」についてでございます。現状をみますとまだまだ男女共同参画実現には多くの課題があるところでございます。地域活動面に置きますと、地区の区会・常会の話し合いの時に女性は男性よりも発言しにくいと感じている方が意識調査の回答では一定数いらっしゃいましたし、家庭生活面に関しましては男性の育児等への協力・参加は村に限らず全国的に見ても少ない状況となっております。それぞれの分野を両立できるように、まずは先ほど申し上げましたように固定的性別役割分担意識の払拭の啓発に取り組み、その他としましてICTの利活用による会議開催の工夫など、料率の参考となるような好事例の収集や発信、また小中学校のPTA活動との

連携事業等を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1 番（望月典子君） えーと、私もこの第2次の策定に向けたアンケートは見てきました。それによると、やっぱりあの男女の役割分担を固定的に捉えているという結果は出ています。でも私としては若い方の参画を促したいっていうような意味もあって「パパ育講座」お父さんに育児に参加してもらって女性が出やすいとか、それとか「パワハラ、セクハラ」の勉強会。それとあのもう一つ、まあちょっと飛ぶんですけど「避妊・不妊」の女性とか。そういうものを少し取り入れてやってほしいかなって思います。あの男は仕事・女は家事っていう考えがまだとてもちょっと根強いって事は分かっておりますけど、まあ高齢者にそういう意識を改革してもらうための講座っていうのも必要だと思うんですけど、あの若い方が、あの出やすくなるような環境も是非支援していただきたいなと思うところです。ちなみに第1次の資料では、これは第1次の男女共同参画計画の資料なんですけど、女性委員が増えた方が良いとする比率は男性の方が高くて60%、女性が40%という結果が出てます。まあ長年植え付けられてきた意識が邪魔をしているのかなっていうふうにも思いますけど。まあこういう事を改革していくには講座とか勉強会っていうのが必要になってくると思います。あの今年はオリンピック委員のあの人のあの発言に端を発して皆さんがジェンダー平等という事を改めて真剣に考えるようになりました。災い転じて福となす、というような事でしょうか。3月8日に朝日新聞から配信された資料に興味深いものがありました。兵庫県小野市という所が10年の間に定数16のうち0だった女性議員を7人にしたという記事です。また、女性の役員をはい出した地区には年最大20万円の助成金を3年間支給するという施策を打ち出したら、女性役員のいる自治会数が6%から56%に増えたという事でした。あの今日の市民タイムスに載ってたんですけど、朝日村が行政についてちょっと改革をしたような記事が載ってました。実はこの小野市長という人は20年前にサラリーマンから市長になった方です。それであの血税を使うからには成果を上げなくちゃいけないっていうのがその市長の信条でして、その市長の思いを汲み取った男女共同参画委員会の中の女性委員が奮闘して、その0から女性議員を7人にしたという事が書かれておりました。男女共同参画社会の推進は子供子育て支援事業とも関連します。男女が共に進める村づくりに向けた取り組みを持続していかなければと痛感しています。微力ながら私も全力を尽くしたいと思います。最後に行政には人材育成や組織づくりに継続性を持って取り組んでいただくことをお願いして私の質問を終わります。

○議長（平田勝章君） はい、続きまして3番 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 3番、一ノ瀬貞男です。通告に基づきまして一般質問を致します。

私の一般質問は、一般質問のその後を検証いたします。私の一般質問は、4年間で26件の質疑を行っておりますが、3月定例議会は任期最後の一般質問となる為、4年間の質疑を振り返り、答弁の進捗状況と政策評価を行いました。この中から政策評価の低い課題について、実施状況の確認と、今後どの様にするのかを質問致します。

1、防災・減災対策について、総務課。平成29年6月の質問。大規模地震発生時に起きる電気火災対策として感震ブレーカーの設置補助を提言。感振ブレーカーの設置補助が実現しました。政策評価はAです。また消防団との連携強化の必要性についても防災訓練で実施されております。

次に令和1年12月の質問。近年の豪雨災害対策としてハザードマップの見直しを提言し、令和2年元気づくり支援金制度を活用して災害時避難一覧表が配布され、新たなハザードマップと避難マニュアルが更新されました。政策評価A。防災減災対策は答弁どおり実施されていると考えております。

次の2です。「人口減少対策について、村づくり推進室長。平成29年6月の質問。空き家対策で、空き家バンクを活用した人口増加対策を提言。質問時は入居可能な空き家は生坂村の中で131戸ありましたが、令和2年12月の調査では50戸と空き家バンクを活用し移住者が増加し空き家も3年間で半減しております。政策評価A、結果が確認され効果が出ていると判断しております。

平成29年6月の質問。空き家の解体工事に補助金の新設を提言。補助金制度が新設されております。政策評価A、答弁どおり実行されたと。

次の質問は村長にお聞きします。令和1年6月の質問で、テレワーク推進事業によるIT企業の誘致の推進を提言。今後研究していくとされていましたが企業誘致は実施されていない。政策評価はC。新型コロナウイルス感染症対策として地方へのテレワークが進んでいますが、村内の利用の少ない施設を活用、IT企業誘致する考えをお尋ねします。年間の稼働率が少ない施設、高津屋森林公園のコテージ・若コミの会議室・やまなみ荘の宿泊施設をIT企業向けにSNSやHPでPRして、施設の有効活用で経費の削減を図るという提案です。以上です。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、一ノ瀬議員の質問にお答えを致します。

IT企業の企業誘致についての質問に対しまして、私からはサテライトオフィスについても、

これから研究を重ねながら生坂村の企業誘致の一つの方法としてしっかり検討してまいりたいと、令和元年の6月の一般質問にて答弁をさせていただきました。

現在までの検討内容は、サテライトオフィスとして新たな施設を建設するには事業費がかかりますので、現在のある施設を利用して効率よく整備していくことと、改修を行うのに対し補助事業の検討を進めているところでございます。そして、どの施設を利用していくかについても、現在の利用状況や今後の事業転換等含めて検討している状況でもございます。年間の稼働率の少ない施設をIT企業向けにSNSやHPでPRし、施設の有効活用で経費の削減を図ることにつきましては、一ノ瀬議員ご提案のように、新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワークのための地方のサテライトオフィスは急増している状況でありますので、多くの自治体で取り組み始めているところでございます。当村としまして、ご提案の施設に加え移住者田舎体験ハウスをお試しテレワークとして、地方創生の交付金等を活用して取り組めないか検討しているところでございます。以上答弁と致します。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 年間の稼働率の少ない村の施設は維持管理が多くかかりまして、村の財政を圧迫することが今後予想されております。長野県は住みたい県のベスト3となっておりますので、地方創生交付金を活用しテレワーク企業の誘致に積極的に取り組み、村営施設の有効活用により経費の削減を図っていただきたいと思います。また先ほどの太田議員の高津屋森林公園の管理棟のサテライトオフィスの利用の提言もありましたものですから、同様の検討をしていただきたいと考えております。それでは次の質問に入ります。

次の質問は、振興課長にお聞きします。安全・安心な村づくりについて2点ほどお聞きします。令和1年6月の質問。児童生徒の通学路の安全確保につて早期実施を提言。関屋下からの小学校の通学路に側溝に蓋とグリーンベルトの工事が完了しております。政策評価はAです。次に地区要望についてお聞きします。平成29年9月の質問。地区要望事項の確実な実施と地区への報告・連絡の必要性を提言。政策評価B。実施箇所は区長と連絡を密にして対応すると答弁。現在、実施するという所で未実施箇所はあるのか。未実施箇所が場合、区長への報告・連絡が行われているのかをお聞きしたいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 3番、一ノ瀬議員のご質問にお答え致します。

地区要望個所の未実施個所の有無につきまして、現在、未実施箇所はあるのか、未実施箇所がある場合は区長への報告・連絡が行われているのか」についてのご質問ですが、例年、地区

の要望個所につきましては、前年の秋に現地調査を行ったうえで、4月の区長会にて要望に対する回答を行い、12月と3月の区長会にて状況を報告しているところでございます。

例年、その年の回答書に沿って要望個所の補修等を実施しており、現在までに関係機関と協議が必要になったものや現地の状況等により対応が遅れるもの、継続事業として複数年に分けて実施しているものなどがありますが、こうした状況は、区長さんへ連絡・相談しその都度対応しているところでございます。以上答弁と致します。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 私が以前質問した時には、地区要望個所の回答で実施するというふうに回答されている箇所が、年度末までに実施されていない箇所があり、行政との信頼関係上大きな問題だと提起しております。振興課長の答弁のように対応が遅れ継続事業となるものは、ただ先送りするのではなく、区長に連絡・相談して理解を得るようにしていただきたいと思います。また、回答結果が検討しますとの個所は、その後は先送りするのではなく検討結果の報告もしていただきたいと思いますと考えております。

続いて、次の質問を振興課長に行います。平成30年3月の質問。村営水道の有収率向上を問う。水道管老朽化対策と漏水対策を提言。答弁では経営基盤の強化と広域連携を検討していくとの事、その後他の議員の質問で簡易水道有収率対策プロジェクト会議を立ち上げ、老朽化施設耐震改修計画を作成していくとの答弁。水道老朽化管の修理工事は行われておりますが、4年前と有収率に向上が見られていないという事で政策評価はC。令和2年6月調査で有水率55.3と低下しております。金額にしますと800万程の受水料金が失われております。早期の方向づけとスピーディーな対応が求めていますので、老朽化施設の耐震改修計画の進捗状況と有収率向上の取り組みをお聞きします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答え致します。

村営水道の老朽化施設の耐震改修計画の進捗状況と有収率向上についてのご質問でございます。村簡易水道の有収率の低迷は、突発的な漏水の発生や慢性的に発生しています漏水量の増加傾向によるものであるため、その対策としては簡易水道有収率対策プロジェクト会議を9月に立ち上げまして、毎月会議を開催しこれまで6回の協議を行っているところでございます。

内容としましては、村内の各ポンプ施設の稼働時間の比較ですとか、配水池の流量データ、各施設の配水量と使用量の比較などによりまして月ごとの変化の確認と漏水が疑われる地域の分析・把握、対応方法について協議をしまして、その結果、必要に応じて昼夜間を問わずプ

プロジェクト構成員によります漏水調査を行っており、現在までに 10 箇所の漏水箇所を発見しまして修繕工事を逐次行ってまいりました。その結果、有収率につきましては現在集計中であるため、算出できておりませんが、上生坂第 1 配水池で昨年夏 10 トン程あった深夜の流量が、現時点では 5 トン程度まで減少してきているところでございます。また、老朽化施設の耐震改修計画につきましては、今後も継続しますプロジェクト会議での取り組みと、今後進める水道施設台帳の整備をもととして、長期更新計画及び耐震改修計画を含む水道施設の基本計画を策定するよう進めてまいります。以上答弁と致します。

○3 番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3 番（一ノ瀬貞男君） 配水池の流量データや各施設の配水量と使用量の比較などにより、漏水調査を行い現在までに 10 箇所の漏水箇所を発見し修繕工事をやっている。まあその結果、上生坂第 1 配水池で昨年夏 10 トン程度あった深夜の流量が、現在 5 トンまで半減しているという事から、まあ有収率は向上しているというように考えられます。現状の漏水管で有収率を上げていくには漏水箇所を突き止め、修繕工事をやっていく地味な作業が必要となりますが、継続して有収率を上げるため漏水による受水金額の減少に努めていただきたいと思います。

次の老朽化施設の耐震改修計画については、長期更新計画及び耐震改修計画を含む水道施設の基本計画を策定するように進めていくとの事。現在は漏水対策に追われておりますが、抜本的な公共恒久対策には水道施設の基本計画を早期に制定し、老朽管の耐震改修工事が必要となります。しかし、水道施設の耐震改修には多額の費用が必要で総額工事費用の試算見積もりを行い財政の確保が必要で国からの補助、水道事業債、過疎債等の活用や基金からの繰入も含め、早期に基本計画と財政計画を策定していただきたい事を提言いたします。

次の質問に入ります。次の質問は副村長にお聞きします。避難所での新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。令和 2 年 6 月の質問。災害時における避難所でのコロナ感染症対策として、段ボールの間仕切りや簡易テントの必要性を提言。段ボールや簡易テントの導入を進めて行くとの答弁があり、避難所での新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況についてお聞きします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは私の方から、3 番一ノ瀬議員の災害時における避難所の新型コロナウイルス感染症対策物品の導入についてお答えします。段ボールの間仕切りや簡易テントの導入については、令和 2 年 6 月の定例会の一ノ瀬議員からの質問に対して、村長が段ボールベットの間仕切りや簡易テントについて導入も進めていきたいと答弁をしております。これを受け、9 月 6 日に行った防災訓練時の意見や区長さんからの意見を精査し、マスク 90

箱、アルコール消毒液 98 本、非接触型体温計 42 個、次亜塩素酸ナトリウム溶液 98 本、フェースシールド 127 枚、段ボールベット 142 台、パーティション 183 個を、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源として購入し、各区の避難人口により案分し、避難施設 34 か所に今年の 1 月後半に区長さんに立会いしていただき配布をしております。以上答弁とさせていただきます。

○3 番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3 番（一ノ瀬貞男君） 防災減災対策は私の一般質問の中で評価 A としておりますが、防災減災対策の中で極一部を取り上げたものです。防災減災対策は村民の生命・財産を守る大きな使命を持っております。この 10 年間の中で私たちは色んな事を学んできました。2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による大災害と、福島第 1 原発原子力発電所の放射能災害があげられます。また 2019 年 10 月の台風 19 号では、千曲川上流で総雨量 500 ミリを超え堤防の決壊により甚大な被害が発生しました。地球温暖化の影響により異常気象が今後も予想されております。災害に想定外はない。最悪の事態に備えることを私たちは学んできました。特に防災減災対策は結果責任が問われますので職員が危機管理マニュアルを熟知し、有事対応が適切に出来ることを期待しております。以上で総務課の一般質問は終わります。

次の質問に入ります。次の質問は健康福祉課長にお聞きします。高齢者支援について 3 点お聞きします。最初は地域包括ケアシステムの進捗状況についてお聞きします。令和 2 年 3 月の質問。地域包括ケアシステムの進捗状況の確認。答弁では介護は施設ではなく在宅介護出来る環境整備が課題との事。その介護の環境整備状況についてまずお聞きしたいと思います。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは、一ノ瀬議員の介護の現場についての進捗状況についてお答えを致します。来年度より、第 9 次高齢者保健福祉計画と第 8 期介護保険計画をもとに、事業を実施してまいります。計画に位置付けられた「介護の環境整備」につながる事業としましてご説明をさせていただきます。

まず初めに、第 9 次高齢者保健福祉計画として位置づけて実施していく事業としまして、以下の取り組みを計画をしております。①配食サービス事業、②軽度生活支援事業、③有償サービス もりびと、④高齢者生活福祉センターの活用、⑤外出支援サービス、⑥住宅改修に対する補助金としまして、高齢者にやさしい住宅改良促進事業と介護予防住宅改修事業、⑦緊急宿泊支援事業、

⑧緊急通報装置設置、⑨高齢者の見守り訪問事業、⑩交通安全・防犯対策、⑪災害対策、⑫養

護老人ホームへの入所支援、⑬成年後見制度の利用促進であります。

次に、第8期介護保険計画として位置づけて実施していく事業としまして、①各種介護保険サービス、②寝たきり老人理髪給付事業、③介護用品支給事業、こちらは自宅で介護をされている要介護3以上の方に対して介護用品購入のための助成券を交付するものです。④家族介護支援として「介護者リフレッシュ事業」の実施、⑤認知症支援として、認知症専門医への相談会の開催、地域住民に対して認知症サポーター養成講座の開催等を行ってまいります。

上記、述べました事業の中から、相談に来所されました住民の皆さま個々に応じて、利用できる事業をご案内をしております。また、環境整備とともに大切なことは、住民の皆様お一人おひとりが介護が必要な状況にならないために、生活習慣病予防、介護予防に取り組んでいただくことも重要であると考えております。以上答弁とさせていただきます。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 地域包括ケアシステムについて再度質問致します。第9次高齢者保健福祉計画で安心のある暮らしの基盤として、今14項目が取り上げられております。また第8期介護保険計画として実施していく事業は5項目で、いずれも高齢者支援には大切な制度であると考えます。最初の質問は、介護は在宅介護が出来る環境整備が必要で、ヘルパーの確保や村内での往診が出来ないことが課題としてあげられておりますが、現状のヘルパーの確保状況と往診状況について再度お聞きします。また、この制度を周知するために相談に来書された方だけでなく、職員が地域に出向いて住民と対話を行い、住民同士支えられるようにしていきたいと答弁がありました。この19校項目の施策について、健康福祉課の職員は熟知し、どのように制度の周知活動を行っているのか、再度質問致します。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） まず始めに、ヘルパー、往診の医師等の不足についての状況について答えをさせていただきたいと思います。社会福祉協議会に確認しましたところ、現在訪問介護員・ヘルパーに関しては、利用者のニーズに对应されているという回答でした。たデイサービスの介護員も基準を満たしており、当面スタッフ不足で困る状況はないとの回答でございました。往診の医師、看護師等の不足につきましては、一ノ瀬議員周知のところでございますが、これは当村だけの問題に止まらず、超高齢社会を迎えた日本全体の問題として昨今、各種メディアでも多く取り上げられているところでございます。そのような状況を打開する策として、出産育児で現場をリタイヤした女医さんが、働きやすい環境を整えたり、看護職に関しても平成27年10月より看護師免許保持者による届け出制度が施行され、離職した際な

ど連絡先等を都道府県ナースセンターへ届け出る事が努力義務とされており
す。これらの制度を活用する中で、少しずつですが看護師は充足しつつあります。在宅で看取るシステム作りには大きな課題が山積をしております。特に往診の医師につきましては、これは非常に大きな課題となっております。当村に主に往診で入っていただいております医師は、あづみ病院の医師が中心に往診の方をやって頂いているところでございます。その他、安曇野市の医師につきましても訪問看護師と連絡を密に取りあいながら、医師が行かなければならない状況には、必ず医師の方で往診で対応していただいているという状況の確認は取れております。中々充足という状況にまではまだ達してはおりませんけれども、少しずつですが訪問看護ステーションが増えてきております。そのような現状の中で、看護師と医師との連絡を密にする中で、後の質問でもございますが、色々なケアシステム等の活用をする中で、医師が頻繁に往診をしなくても、ある程度看護師の方での対応が可能にな状況となっている現実はこの生坂村でもあります。そのような事を踏まえながら、今後医師と看護師と行政と綿密に連絡を取り合いながら、住民の皆様が安心してこの生坂村で最期まで生きて行っていただけるよう、そんなシステム作りを目指していきたいというふうに考えております。また、これらの内容につきまして住民の皆様への周知の方法でありますけれども、窓口に来ていただきました皆様につきましては、それぞれのご家庭の状況であったりご本人様の状況をお聞きする中でその方に当てはまるサービス内容等のご提案をさせていただいております。また、まだそこまで具合が悪くない、調子が悪くないという方につきましては、健康応援隊と保健師が村内を回らせていただいている事業の中で、随時行政で皆様に周知をさせていただいておりますこれらのサービスについてお話の方をさせていただきながら対応をさせていただいております。また、高齢者の訪問支援をさせていただいております大好き隊の職員につきましても、随時保健師と連絡を取り合いながら、こんなサービスが必要だ、こんな事をお願いされたけれどどうしよう、というような事でその日のうちに保健師に報告が入ってきております。少なくとも翌日、翌々日には保健師の方で訪問をさせていただく中で、早急の対応をさせていただいておりますケースも沢山ございます。そのように多くの職種が連携を重ねていく中で皆様に安心して過ごしていただける生坂村を作り上げていきたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） まあ詳しく説明していただきまして理解ができましたが、まあこれらの福祉制度を活用されまして高齢者が安心して暮らせることを期待しておりますので、今後も活動を継続していただければと、こういうように思います。

次に緊急通報装置についてお聞きします。 一人暮らしの高齢者の見守り対策と緊急通報装

置の必要性を提言しております。政策評価B。理由は村民に知られてない。答弁で、緊急通報装置の利用者がいないため再度広報等で周知を図っていくとの事。この制度の活用状況をお聞きします。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 一ノ瀬議員の緊急通報装置の活用状況についてお答えをさせていただきます。一ノ瀬議員から令和2年の3月に質問をいただきました時には、活用をいただいている件数が1件もございませんでした。その後、一ノ瀬議員のご指摘のとおり住民の皆様には周知をさせていただくことをやらせていただきまして、令和2年度におきましては1件申請があがり、現在ご活用をいただいております。今後につきましては、トイレの電球を特殊なものに交換することで、電気が1日中つかなかった場合に駆けつけて対応をしていただけるシステムの紹介を村民の皆様にも広くしていくことで利活用を進めていきたいと考えております。このシステムにつきましては、設置費用は必要ございません。利用料については既存の要綱にあります3分の2補助で対応をさせていただく予定であります。以上答弁とさせていただきます。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） ただ今の回答にありました緊急通報装置について、ちょっと私は調べてみました。離れて暮らす両親とか、一人暮らしの高齢者に電球を取り換えるだけで見守りサービスが出来るサービス。これはLED電球の中に専用の通信モジュールが内蔵されています。で、消灯情報を見守る家族にスマートフォンで知らせるというふうに、日常的に利用する頻度が高いトイレとかリビング、お風呂、玄関に専用電球を設置し24時間以上利用のない場合は異常があったとし、専用のアプリに連絡することが出来る、と書いてあります。その緊急通報装置は、まあランニングコストも非常に少なく緊急通報装置の中でも良いと思われますので、この制度について村民に広報し利用の促進を図っていただきたいと思います。

それでは健康福祉課長に再度お聞きします。最後は認知症対応型デイサービス「はるかぜ」について、認知症対応型デイサービス「はるかぜ」は入居が減少し経営面に影響が出ているとの事、「小規模多機能型」のような通所や泊まりが出来るものに変更を検討していくとの答弁がありました。現在の「はるかぜ」利用状況と今後の方針についてお聞きします。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは、現在のはるかぜの利用状況と今後の方針につ

いてお答えをさせていただきます。現在の利用状況でありますが、本年度上半期の平均利用者数は1日6.15人でありました。また、下半期1月までの平均利用者数は3.95人という事で、非常に利用者数が減少していることがわかります。しかしながら、「はるかぜ」は当村にとってはなくてはならない施設であります。現在、社会福祉協議会では、職員体制を整備したり、職員研修を行いサービスの内容の充実を目指すなど経営努力をしております。今後は、しばらく、職員の研修体制をする中でサービスの向上を目指し、住民の皆様に喜んでいただけるようなサービス提供に努めてまいります。

なお、今後「小規模多機能型」の検討につきましては、今後の利用者の状況や住民の皆様のニーズを踏まえながら、一つの選択肢として、社会福祉協議会とともに検討を行ってまいります。以上答弁とさせていただきます。

○議長（平田勝章君） えー、ここで1時間となりますので休憩をしたいと思います。再開を2時10分にしたいと思います。

〔休憩〕

○議長（平田勝章君） はい、皆さんお揃いですので再開したいと思います。では引き続き、一ノ瀬議員の一般質問をお願い致します。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい。

○3番（一ノ瀬貞男君） 先ほどの認知症対応型デイサービス「はるかぜ」について、最後に私の考えを述べたいと思います。はるかぜは当村にとって重要な施設です。利用者の減少によって経営面に影響がでているとの事ですが、持続可能な施設になるように社会福祉協議会と協議して「はるかぜ」の今後についてサービスの方法や運営方についての方向づけをしていただきたいと、こういうふうに考えております。

それでは最後の質問になりますが、村長にお聞きしたいと思います。トリニティケアシステムについてお聞きします。

・H30年10月 ICTを使った在宅介護トリニティケアクラウドシステムの導入に関しての説明を受けましたが、主治医と介護師・介護者を結ぶコミュニケーションツールとしては有効ではあるが、通信速度の遅さや、通信画像の悪さ・システム等に課題が多く、時期尚早と議会は判断しました。しかし現在は通信速度の向上やシステムの進化等が進み、多くの自治体でICTを使った遠隔医療が報道されております。またコロナ感染症対策としても、ICTによる遠隔医療の重要性が出てきております。今後、最適なトリニティケアクラウドの導入に向けた研究が再度必要と考えますが、村長のお考えをお尋ねします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3 番一ノ瀬議員の質問にお答えを致します。今後、最適なトリニティケアクラウドの導入に向けた研究が再度必要と考えるが、という事でございますが、議員ご指摘のように、平成 30 年 10 月に導入を検討しましたトリニティケアクラウドにつきましては、議員各位にもあづみ病院に出向いていただくなど検討を重ねていただき、ご協力いただきましたことに感謝を申し上げる次第でございます。残念ながら導入には至りませんでした。あづみ病院からは前向きなご意見もいただきました。導入に至らなかった一番大きな要因としては、訪問看護師、ケアマネジャーがシステムに入れた、記録、データ等がそれぞれの持つシステムにデータ移行できなかったことが大きな要因でございました。

今後は、新型コロナウイルス感染症対策としても、これらのシステムは有効と考えられ、新たなシステム導入に向けて再度研究していくことは必要と考えているところでございます。以上答弁と致します。

○3 番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい。

○3 番（一ノ瀬貞男君） ただ今村長に答弁していただきましたトリニティケアクラウドは遠隔医療という事で、村の医療体制の脆弱性をカバーしていく上で、今後進む高齢者対策として必要となってくると思います。トリニティケアクラウドは、国内の医療メーカー各会社から各種のシステムが紹介されています。まあ、1 社に絞らずに他の自治体が導入して評判の良いメーカーを数社選定し、機能評価やランニングコストの評価を総合的に判断して、最適なシステムが導入されることを期待し今後の取り組みを注視していきたいと考えております。まあ総括としまして、4 年間を振り返り議会の提案、提言に対して私は前向きに対応していただいたというように評価しております。協働による村づくりのために行政と議会が共に知恵を出し合い「小さな村の大きな挑戦」を続けていただくことを期待して私の一般質問を終わりとします。以上です。

○議長（平田勝章君） はい、それでは一般質問を続けます。8 番、市川議員。

○8 番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8 番（市川寿明君） 8 番、市川です。私は今回新型コロナウイルスに関する質問でありますけれども、現状における個別の行政対応は他の議員の質問に委ねてきましたので、私は現時点でも新型コロナが暮らしに与えている影響から学んだもの、教訓にすべきものについて行政のトップとしての観点を伺いたいと思います。新型コロナ禍の教訓と題して議論を提起した

と思います。新型コロナウイルスが国内に発生して1年余りが経過しました。依然、世界中で猛威を振るっており終息の様相は見られていません。ようやくワクチンの供給が日本や世界各地で始まりましたが、本日の時点で世界の感染者数1億2千万人、死者265万人、国内感染者数は44万8千人、死者8,600人を超えております。こんな数字に達しています。まあ私たちの世代でもこれまでに遭遇したことのない、正に傘下のごとくであります。その傘下をしっかり認識を望んでもメディアも世界の隅々に取材をしたくも、報道規制などで不可能な部分もある事でしょうから、日々の被害の増加の数字のみの変化に驚き、様子を語るのにも的確な言葉も見つけれないところであります。まあしかし幸いにも私たちの身近なところに感染拡大されてきていないように思いますが、いずれにせよ見えない敵に怯える毎日を余儀なくされております。そして緊急事態宣言を含め、正に戦時下の模擬体験かというような幻想さえするような心境を味わうほどに異常な状態に陥っています。このコロナとの戦いは、まだまだ終わりの見えない今日の状況ですが、まずは感染拡大防止に全力を挙げた政治的判断の取り組みと、国を超えた国際的な協力の絶対的な必要性を誰もが感じているところではないでしょうか。まあこうした思いを抱きながら、1年余りを経過しました。4都県は今だ緊急事態宣言が解除できずに2回目の春を迎えようとしています。その終息を願いつつも、誰もが通常の生活に戻れるかが予測できないことから、新しい生活スタイルを模索し始めていられるのではないのでしょうか。このように私たちに大きなダメージを与えている新型コロナウイルス。本当に恨めしく思うのは当然の感情ですが、人類としたりこれに正面から向かい対応策を練るしかないと思うのですが、まあ第1にすべきは、やはり私たちの社会に投げかけられたものを、どの様に受け止めていくかの現状認識を基に重要事項の改革から始めるべきと私は思い、村長のコロナ禍に対する認識を伺いたいと思います。特に、村内に特定されたものでなくても結構ですが、社会的に与えた影響、衝撃なりを縦横無尽に語っていただきたいと思います。このことを質問として、ここまでの質問と致します。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番、市川議員の質問にお答えを致します。

新型コロナが社会に投げかけたものについてという事でございますが、新型コロナウイルス感染症の世界での蔓延は、人々に公衆衛生上の脅威を与えただけではなく、人の移動と接触を制限することによる経済的な大きな打撃も与えました。感染症による直接的なダメージではなく、2次的、3次的な影響も大きく、それが世界規模で進行していることが非常に恐ろしいと感じております。現在のコロナ禍と言われる世界的な事態は、世界の歴史に爪痕を残す規模の話であり、まさに我々はその歴史の真っ只中にいると言っても過言ではないと思います。これ

だけの未曾有の災害は、人々の価値観と社会のありようを変化させていると考えております。

型コロナウイルスの社会へのインパクトは、中国の武漢から広がったと言われる新型コロナウイルスは数ヶ月で日本や韓国といった東アジアだけではなく、欧州、北米など世界各国に拡散をしました。物体を介して感染するものの、このウイルスは人から人への飛沫やエアロゾルによって感染が拡大すると言われております。皮肉なことに、世界は人を介して密接につながっていることが新型コロナウイルスによって明確に示されたと言えます。そして現在、国と国、人と人との分断をもたらしています。これは感染拡大を防止するための渡航制限や外出制限、人との接遇における距離の制約といった物理的な分断のみならず、心理的な分断も含みます。当初は、物理的な分断が経済に大きなインパクトを与え、問題視されてきましたが、世界中で外出制限や人との接触制限が続く中では、その物理的な分断によるストレスが心理的な分断をもたらすようになってきております。例えば、子供たちは学校に行くことができず、友達に会うこともできず、満足に外で遊ぶこともままならない。そんな子供たちが家に居る中で、在宅勤務となった親が働きます。もしかすると仕事の先行きが見えなくなったり、雇い止めなどにより無給になってしまっている場合もあると思います。こうした状況では、家庭内でも心理的な分断が発生する可能性があります。実際に、新型コロナウイルスの影響でDVが増加していますし、11年ぶりに自殺者が増えている状況でございます。地域社会に目を向ければ、新型コロナウイルスの感染者やその家族などに対する差別や風評被害が発生をしているところでございます。また、世界に目を向ければ、スラムなど密集して暮らさざるを得ない状況にいる人々もいれば、世界的な需要増によって価格が高騰したマスクを買えなかった人々もいました。先進国においても、新型コロナウイルスの影響で失業率が上昇しており、経済格差が広がっていると考えられます。

以上のことから、我々は想像していた以上に社会とつながりながら、そして多くの人々と関わりながら生きてきたことが分かります。新型コロナウイルスの恐ろしさは、病気として身体に及ぼす影響だけではなく、こうした社会やコミュニティ、人々との分断をもたらす点にもあると考えているところでございます。以上答弁と致します。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 多方面に巾広く触れていただいたかと思いますが、2・3質問をしたいと思います。まず、身近なところで社会的弱者と言われる子供、高齢者、女性、失業者等の方々に具体的な事例を認知されたものがあつたら知らせていただきたいと思います。如何でしょう。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番、市川議員の質問にお答えを致します。身近というと村内かと思いますが、まあ本当に窮屈な生活を送られた1年間だったとは思いますが、当村としては3密になる状況を回避できる環境下にありますし、色々な行事、イベント等制約はされました。縮小したものもあれば、中止、延期したものもありまして、そういうものの影響はございますが生活状況にとっては、さほど大変だったという事例は私は聞いておりません。以上答弁と致します。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） えーと、新たな生活スタイルの必要性が言われておりますが、今後の対応でどのような社会を見据えていられるか、コロナ禍の教訓として重要な政治課題と感じるものがあつたら、また伺いたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） まあ、新たな生活スタイルという事は、先ほども感染防止対策で健康福祉課長も私も答弁をさせていただきましたが、3密を避ける・マスクをする・手洗いをする・社会的な距離をとる等々でございますけれど、それで行政としてはやはりそういう感染予防策をしっかり講じたうえで今までどおりの色々な会議であつたり、イベント・行事も出来る限り実施していきたいと考えております。以上答弁と致します。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） えーと、まあ村政の身近なところでは、まあ大きく問題と感じられず、事象としては〇〇ないという事であります。しかしあの国政絡みでちょっとやはり一つ取り上げたいのは、やはりあの保健所だとか医療機関の連携、コロナ感染者と他の疾患の感染者への必要な医療の両立の確保を言われましたがもっともだと思います。しかしそれには前提条件という数の確保という点で問題があるのではないのでしょうか。今回のような想定外な新型コロナウイルス。まあ免疫のある世界的観点に徹底した検査体制の強化、また医療体制の崩壊寸前の事態を招くなど正に緊急事態で、安心の出来る十分な対応がとれていない政治主導性。その中でこのやはり国政としての保健の統合だとか医療機関におけるベッド数の削減などは見直して当然だと、私はまあ言を強めたいところでありますが村長はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番、市川議員の質問にお答えを致します。それは地域医療構想の事かと思いますが、これは2025年に病床の機能分化、連携を進めるために医療機能ごとに医療需要と重症の病床の必要量を推計して定めたという事でございますけれど、これは新型コロナウイルス感染症がまん延する前の地域医療構想だと私は考えておりますので、今後政府も見直していくというような事も言っておりますので、しっかり現状をわきまえた中で見直しを進めていただきたいと私は考えております。以上答弁と致します。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） あの一、ほんとに保健所の数は…。保健所法は1994年制定の地域保健法に変わって全国の保健所が半減されたことにあると。1992年に全国に852か所あった保健所が2020年4月現在では460か所に減らされてきたと。大阪市などは人口が270万人ですが、24区にあった保健所が一つの保健所に統合が持ち上がって、これが実際に2000年の4月に1つ、他の24区は保健センターという事に、まあ格下げと言いますか、いわゆる支援、予防衛生等に支援の活動スタイルが変わってしまったわけですが、このような実態が実際に起こってきておりまして、まあ今回のコロナ禍の中においてもPCR検査がまず保健所経由でなければできない。それで正に人員不足で何処の保健所も汲々とした思いをしてやってこられたでしょうし、日本ではこの検査体制が広く可決されないために、まあ他国と違う現状があるわけでありまして、病院のベッド数の問題も近くで言えば大町病院だとか、旧波田病院です。の辺がもう減らされるような目標が強いられてきて、これがやはり予想外のコロナというか細菌、ウイルスに世界が襲われてるような現状に対してやはり対応が出来なくなっているというのが実際だと思います。これにはいずれにしても、今村長さんもおっしゃいましたが国の方も見直しをせざるを得なく、私共も声を強めているわけでありましてけれども、まあ行政の長としても是非こうした国民の生活不安の声として、国に伝えていただきたいというふうに思います。やはり議会の形と言いますか、それなりきの数を確保したうえで色んな連携を図っていくという対策が有効になってくるんだと思います。

2番目の問題として、今後の村づくりに絡んだ問題として私はコロナ禍が及ぼしたジェンダー平等後進国の状態に改めて気づかされ、これにしっかり向かいつつ真剣に取り組む時代が要請してるっていう課題が見えてきたなあというふうに感じたのですが、村長この社会的弱者の中で、特にこの女性なり生活貧困者等の影響はどのように感じられたのでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番、市川議員の質問にお答えを致します。女性、または生活困窮者のことでございますが、当村ではあまり把握をしておりませんが国の方の事でいけばニュース等で拝見をしておりますけれど大変な状況であると、また政府も生活弱者に対して1人5万円の給付をするようなお話もありますので、このコロナ禍をどうにか乗り切っていくために政府としても色々な支援策を講じていただけると考えております。以上答弁と致します。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 先ほどの質問で、コロナ禍の教訓として今後の対応で重要な政治課題というふうに感じるものについて伺っていないように思いますが。村長如何でしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい。重要な政治課題に感じるものという事でございますが、アフターコロナの世界を展望しますと、この世界的な災害は人々の価値観やライフスタイルを変革させる可能性があり、新型コロナウイルス感染症の拡大によってもたらされた分断が、社会的・政治的に新しい協調を生み出していくということでございます。人々は、この事態に直面し、いかに社会が自分の生活に密着し、必要であったのかを理解をしました。同時に、世界が多方面で繋がっているかも理解しました。例えば、中国との人とモノの交流が断然した結果、観光産業や製造業のサプライチェーンに大きな影響が発生したことがその証左であります。

さらに、今回のコロナ禍は我々に、自分たちの普段の生活がいかにもろいものであったのかを理解させるのに十分な出来事であったと言えます。ウイルスとの生存をかけた戦争ともいえる事態であるがゆえに、その先には、持続的な社会づくりや持続性を担保した開発への意識の高まりがあると考えられます。そのため、アフターコロナの世界では、協調と連携への意識の高まりも含めて、ますますSDGsのような取り組みが加速していくことが考えられます。

テクノロジーの面では、在宅勤務やテレワークの普及が契機となり、よりデジタル化、ICT化が進んでいくことが考えられます。人と人の新しい繋がり方、コミュニケーションとしてIT技術が大きな役割を果たしていくと考えております。多くの通信会社やハードメーカーがお孫さんと祖父母がTV電話やスカイプなどでやり取りするような「オンライン帰省」が政府から提唱されるなど、まさにそれが一般化する契機になっております。ビジネスの面でも、日常生活の面でも、アフターコロナの世界では、デジタル化が大きく前進していくことは間違いないと考えます。こうしたデジタル化やテレワークの加速は、日本においては、大都市一極集中から脱却し、地方分散社会の実現を加速化していくことが考えられます。

コロナ禍によって、通勤電車の過密ぶりなど、現代の大都市の多くの課題が浮き彫りになり

ました。さらに各都道府県の知事存在感、活躍ぶり、地方行政の努力も明らかになりました。その答えとして、地方の価値の再定義、地方分権の強化が進むことが想定されます。

空き家対策や地方移住は以前から進められているものの、働く場が不足していることなどを理由に大きく進展はしてこなかったところですが、IT技術の発展やテレワークの普及によって、どこに居ても仕事はできることが社会に認知され、そして大都市の課題も明確になったアフターコロナの世界では、地方移住や地方の魅力の再発見が加速化していくと考えております。

そのためにも、当村としては、引き続き空き家バンクの充実強化により、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金の啓発等により、移住、定住の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上答弁と致します。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） これまでは村長の色々な感度での教訓等を語っていただきましたが、ちょっとここで私が私なりきの感じたものを提起をしたいと思います。議長、ちょっと資料配付をお願いしたいのですが。〔議長：許可〕今お配りしている写真の資料ですが、非常に黒い物で見ずらくて申し訳ございませんが、これはパソコンの画面を写真に撮って印刷したものですので見にくく調整がちょっと手間取ってきれいにできませんでしたので、ご勘弁を願いたいと思いますが、一つ一つ私の方から若干説明を申し上げたいと思います。これは昨年の12月にNHKで放映された「女性不況」という言葉が言われていますけどその実態を伝えたNHKスペシャル「コロナ危機、女性に今何が」という番組の中で使われた資料ですが、私がしゃべるだけではわかりにくいですが、ちょっと見ずらいですがグラフを見るとわかるかと思ひまして、用意しました。これはNHKとJILPT、労働政策研究・研修機構の共同調査によるものでして、全国20歳から64歳の男女、約68千人を対象にしたデータであります。番号順に説明をざっとしていきますので、しばらくご辛抱をしてお聞きいただきたいと思います。

1番です。緊急事態宣言後、仕事を失った人は男性32万人に対して女性は倍以上の74万人に上っているという事です。2番目、自殺者の数は去年に比べて女性は80%以上に達していると。3番目、雇用や労働時間の減少など雇用に大きな影響を受けた人は男性は18%に対して女性は26%、4人に1人に上っているという事です。次のページの4番目です。さらに業種別雇用形態、収入で影響がどう変わるかっていう事です、業種別にみると雇用に大きな影響を受けたのは飲食、宿泊業、次いで映画館や美容院などのサービス業で、いずれも女性が働く割合が高い業種だった。特に飲食・宿泊業で働く女性の収入は大きく減少し3割以上減った人の割合は22%だということです。5番に今入っていますけどもそういう事です。女

性の雇用の悪化は女性だけに止まらず、家族にも大きな影響を与えるという事で、6番目に移りますけど、これは近年急増している共働き世帯、今では専業主婦世帯の2倍以上となって1,200万人世帯を超えているという実態であります。上の線が専業主婦世帯でしたけれども、共働き世帯が今逆転して1,245万人世帯に上っていると。次ページの7番ですが、共働き世帯で女性の収入が占める割合が30%以上に上り家計にとってはなくてはならないものになっている。8番目、共働きの女性のうち収入が3割以上減少した人は8%、12世帯に1世帯に上ったと。働く世代の人口が減り続ける日本、団塊の世代の大量退職や少子高齢化の中で求められたのが女性の労働力だったと。この後映像なんですけど、その中で安部前首相がこういう言い方をされたんですね、「活かしきれてない人材の今閉そく感度大の日本で、再び成長軌道に乗せる原動力だという事を確信してる」と、という事で女性の2013年、国は成長戦略の一つに女性活躍推進法を掲げて2年後法律も成立をさせたという事であります。次ページの10番ですが、去年の7年間で女性の雇用は340万人に増加してきてる。しかしその7割は不安定な非正規雇用、そこを新型コロナが直撃したということで、11番です。女性の雇用は働き盛りばかりでなく幅広い世代に及んでいると。この10年働く高齢者の数は急増、特に女性は男性より増加率が高く1.7倍、これちょっと背景にある棒グラフの方ですけど、1.7倍に増えていると、その背景の一つが年金額の男女差。男性16万に対して女性は10万円余り、仕事を失えば生活できないリスクは女性の方が高いという事であります。12番新型コロナで職を失った女性たち、雇用の回復が進んでいない実態、解雇や雇止めにより再就職できていない女性が33%に上っている。最後のページですが13番、雇用に影響があった女性たちは心にも負担を追っていると。精神的に追い詰められたと答えた人が26%、うつや介護・育児で深刻な状況に陥った人も少なくないと。14番ですが、女性の危機は子供たちの世代にも影を落とし始めている。雇用に影響があったシングルマザーの30%が食費を切り詰めている。また公共料金の滞納や子供に習い事を止めさせた人もかなりいるという事であります。

まあ、見づらい資料ですが以上がドラマの中で示された資料であります。私もこれを見て、まあほんとに認識を新たにし、やはり今社会におけるジェンダー平等の問題、いわゆるジェンダーギャップをなくしていかなければやはり新しい国をつくることはできないですし、こういうコロナによつての影響ってのは、先ほども申し上げたように女性ばかりでなくて家庭内にも子供たちにも及んでいくと。まあ女性たち、特に今の時代はシングルマザーという形で生活をしている女性も多い中で本当に今諦めしかないっていう深刻な悲痛な声が紹介されていたわけなんです。まあそれと共に最後は女性たちのしわ寄せによって成り立っていたこの国の姿、女性の危機が家族、そして社会の危機はどうすれば乗り越えていけるかが私たちはこれからも向き合い続けなければならないというふうに結んでいたわけでありましてけれども、やはりこうした

ジェンダー平等、先ほども望月議員の方から男女共同参画の問題の提起がございましたが、それを含むやはり社会でのジェンダーの問題はこれから真剣に取り組んで改善していかなければならない問題だと思います。この時期もよく各地区で役員選りだとか議員候補選定等行う中でも、中々女性をターゲットにした話題に乗ってこないというのは皆さんもそれぞれ実感しているところではないかと思います。現在日本はこのジェンダーギャップ指数が世界 121 位という事でジェンダー平等後進国というふうに言われています。私たち共産党も今年の党大会でジェンダー平等を綱領の中に盛り込んで今後のやはり社会づくりの一つにしていこうという事で綱領に盛り込んでおります。性別や家族の形態などによって差別されず、多様な生き方が認められる社会の実現を目指して考えていきたいと思います。ですから、ジェンダー平等が鍵を握るとして本腰を入れて進めるべき大きな課題であるというふうに私はこの番組を観て受け止めたわけですが、皆さんも今見過ごした番組NHKはオンデマンドで観ることが出来ますので、時間があつたら是非ご覧いただければこのグラフ以上に実態の生活のリポートもありますので感じるものがあるのではないかと思います。そういう事もお勧めしときますが、村長、今の私の感想からと言いますか、私の受けた問題から今回のやはり村長のトップリーダーとしての感覚を協議したいというふうに一般質問の題材にしたわけですが、村長如何感じたでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8 番、市川議員の質問にお答えを致します。NHKでコロナ危機、女性に今何がという事で、今縷々市川議員からご説明いただきました。私、そのテレビ番組は拝聴しておりませんが実際厳しい状況は今までも時折聞いております。この新型コロナウイルス感染症のコロナ禍の中で色々な方が大変な状況でございますが、女性の方も本当にこういう状況で大変だなあという事を再確認させていただきました。まあ今後、国レベルでしっかりした男女共同参画というものの社会を構築していかなければなりませんし、当村としても男女共同参画計画を策定しておりますので、それに沿った形で女性もどんどん参画してきていただきたいなあと考えているところでございます。以上答弁と致します。

○8 番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8 番（市川寿明君） やはりこうした問題、特に都市部に居られる女性には一段と深刻な状況じゃないかと思うんですが、やはり私達の子供たち、また孫の世代も都市部に行かれる人も多いでしょうし、まあ村に関係ないとはでは言いませんけども、まあ村と状況が違うというふうな捉え方をされる人もいられようかと思いますけれども、やはりこれからはこうした村か

ら都市部に勤める人ももちろん毎年多く居られますし、社会全体がこういった問題に目を向けてジェンダー平等を政治の課題の一つとして位置付けていく必要があるというふうに私は思いました。まあ以上で1番目の問題は終わりにしたいと思います。

次に、交通安全の向上に向けた問題に移りたいと思いますが、2年前にやはり私も一般質問でこれは指摘した問題ですけど、一部の改善がなされていないので再質問をするわけでありま

す。

県道上生坂信濃松川停車場線の速度制限についてであります。現在の上生坂中心地、この役場下の県道の速度制限表示に不十分さがあって、前回も指摘したつもりですが依然改善がなされず終いなものですから、ごく最近住民からも速度違反状態を指摘する不満の声が寄せられたそう

うで、駐在さんもパトロール指導されてるようです。行政側ではこれをどの様に捉えられているのか、担当課長の方から答弁を願います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 8番、市川議員のご質問にお答えいたします。

交通安全の向上としまして、上生坂中心部の県道の速度制限見直しについてのご質問でございます。令和元年9月の定例会におきまして、交通量の多い箇所での交通事故を防止するために速度制限の確認と看板設置が必要と思われますので、今後、関係機関と危険性・必要性について調査・検討すると回答いたしております。

このことから、令和2年1月ですが安曇野警察署に対しまして、県道275号線上生坂信濃松川停車場線の旧かあさん家から池田線の町村堺までの間、また村道1級1号線、村道西158号線などの村道についてもあわせて速度規制を要望していたところ、これらの路線につきましては、交通規制基準などの条件から非市街地でございましたり、片側1車線、また歩行者交通量が少ない、こういった条件などから、規制速度、時速60キロの区間となり、現状と変わらない状況のため、速度規制は行わないとの回答を先日いただいております。よって、速度規制はされませんが、啓発看板の設置等は、村で関係機関と協議のうえ設置が可能とのことですので、今後、協議し必要に応じて設置したいと考えます。以上答弁と致します。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 今、振興課長は池田境から、いわゆる長谷久保下から関屋下までの間についての規制についてを聞いたところ、まあ、結論は交通規制を行わないという事ですね。ですからここは60キロ区間という事になるわけですね。私が前回質問したのは、実はそこではないんですよね。あの、この下の中心地そのものなんですよ。これはあの、皆さんは既に

御存知のように旧国道としてあった時から交通規制があつて、それが廃道後以前そのまんまの表示実態になってるわけですね。ダムの方からくれば、もうこの県道の入り口が 50 キロ規制です。いわゆる国道が 50 キロ規制ですから、そのまんま県道に入ってくるのは 50 キロ規制になってますからそのスピード、速度で来て、藤沢商会さんの前で「ここから 40 キロ」という標識があり規制が始まるわけです。あれがずーっと行ってマルハチさん過ぎのカーブまでが 40 キロ規制なんですね。で、そのため中間として平林建設の前のカーブにも 40 キロ規制の標識があります。で、マルハチさんの前に行くと「ここから 50 キロ」というふうになって、いわゆる 40 キロ規制が終わるという事なんですよ。で、反対にこんど長野側から来た時にはマルハチさんのところで「ここから 40 キロ」規制という事ですから規制が始まるわけですよ。で、ところがこれ標識のないまま来て藤沢商会さんの前で「ここから 50 キロ」という規制に変わるわけですから 40 キロ規制が終わって 50 キロで行けるという事なんですね。問題は池田側から来たらどうなるかと、この道。今言ったようにマルハチさんのところに規制はあるんです。でここで解除です。途中から入ったら何の標識もないまんまですから、ここ“60 キロで走って何が悪い”って事になっちゃいませんか。要はこの問題の解決なんです。これは振興課長というより公安委員会の関係で総務課長の所管かなと思うんですが如何でしょう。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） あの、ただ今の件についてお答えを致します。池田、県道の方から来ましてTの字の方からそこからの道路の速度制限の表示がないという事でございます。その辺も振興課長、公安の方と確認をしております。県道になった時にその処置がされていなかったというような事を振興課長の方で確認しておりますので、その件についてはまた安曇野警察署の中にある公安委員会の方に申し出をして対応をしていくようにという事でも話を振興課長の方からしておりますので、その辺についてしっかりまた対応状況等を確認しながら早々に対応できるかどうか取り組んでいきたいと思ひます。以上答弁と致します。

○8 番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8 番（市川寿明君） これはもう具体的にこういうことをすべきだという形で公安委員会の方に話すべきだと思ひます。ちょっと私、また今回も絵を持ってきましたが、関屋下の関係と定義。さっき申し上げたように 40 キロ規制、長野方面から来ると、ここで 40 キロ規制が始まっていますが、池田の方面から、或いはやまなみだとかグラウンド利用した村外者が帰る時もそう、こう入ってくると規制のあれが何もないんですね。で、初めて規制の表示を見るの

はむしろ 50 キロなんです。で、やっぱりこれはあのもう一つ問題があると思うんですが、逆にこっちから行っても 40 キロ規制の道を行って池田側に曲がりました。いつ 40 キロ規制が終わるんでしょう。この先ずっと標識がないから 60 キロでいいはずなんですよ。40 キロ規制が終わりだという標識がない。ですから私は、この交差点の手前にやまなみ方面から来たら 40 キロの始まりの規制表示。逆に反対側は、やまなみ方面に向かう場合には 40 キロ終わりの標識。青に斜めの線がつけば補助標識で規制が終わる。そして回った後の小学校の上り口にもう一つ 40 キロ規制だよってというのがわかる標識を着ければ完全にどの方向から来ても、ここが 40 キロ規制なり、解除になるという実態になると思うんですね。だからそういう具体的にこういうものが無ければ、今言うようにやまなみ帰りの人が少し速いスピードで帰っても、いくら駐在さんがプロでも取り締まる基準が無いという事になると私思うんです。だからそこを具体的にやはりこういうものが要だという事をやるべきだというふうに思いますが、総務課長如何でしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） はい、お答え致します。市川議員の言う通り確かにわかりづらい状況になっておりますので、これから公安委員会の方に今市川議員が描いてくれた絵のようにしっかりと状況を説明をして対応できるかどうか強く要望していきたいと思います。以上答弁と致します。

○8 番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8 番（市川寿明君） はい、そのようにご努力願いたいと思います。併せてもう一つ、これはまだ私共希望みたいな話なんです、この 40 キロ規制を見直すにあたって藤沢商会の前の 40 キロ終わり規制を、もう少し延ばして駐在の前どの交差点以降に解除するに、むしろ 40 キロ規制を拡げる事が出来ないのかどうかという事です。先ほど振興課長その交通量の問題言われましたから、それに匹敵するかどうかわかりませんが、そういう事も村内でよく調査の上出来るものであれば、ここの標識の着けるのと合わせて区間をしっかりと見直すという事も必要ではないかと思いますが。一応答弁をお願いします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） お答えを致します。先ほど振興課長の答弁にありましたように昨年の 2 月ですかね、安曇野警察署の交通課長も交えた中での意見交換会を行いました。その席でも今の話を議題に出したんですけれども、あのやっぱし今の現在の規制されている速度制限

を変更するにはそれなりの調査を行ったりとか、施行例がありましてそれに基づいてやっていくというような回答をいただいております。ただまあ今の道路標識の追加の設置、わかりやすくするような事と合わせて出来るかどうかについてもまた聞いてみたいなというふうに考えております。以上答弁と致します。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） えーとまあ道の駅が出来て実際の出入りが車両の数も増えてますし、村でも若者定住促進団地のように開発もしてますので、交通量が増えてきておりますのでまあしっかり検討をしていただきたいという事を申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（平田勝章君） はい、ここで休憩を取りたいと思います。ちょっと短いかもしれませんが、3時15分まで、に再開します。

〔休憩〕

○議長（平田勝章君） 再開いたします。一般質問を続けます。4番、字引議員。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） 4番議員字引文威です。通告に基づき2月22日明津区下ノ田で起きた火災事故について質問させていただきます。

当日は天気も良く春を思わせる南風が吹き気温も高めとなる予報で、私も屋外での作業をしておりました。午後2時頃村内広報無線で、梶本で火災発生の一報を確認し、現場に急行いたしました。現場の状況は藤澤昭三さん宅並びに納屋などの付属建物がゴンゴンと燃え上がり松本広域消防の消火活動が開始され、その後麻績・渚消防署からの消防隊員並びに生坂村消防団員が順次到着され懸命の消火活動が行われました。その後火の勢が強くなり南風にあおられ立ち木の葉っぱにも一時は燃え移り一瞬ひやりとしましたが大きい延焼にはなりませんでしたが、山林部にも飛び火し、林野火災の恐れもありました。火災発生から鎮火確認まで約8時間余りの消火活動で出動された松本広域消防並びに生坂村消防団員の皆さんには大変お疲れさまでした。

また、類焼で被害にあわれ火傷を負った被災者の藤澤さんにはお見舞いを申し上げます。この火災では燃え広がれば高津屋森林公園にも類焼する大きな林野火災になったことも想定でき、大規模林野火災にならず本当に運が良かったと感じました。同時期に発生した栃木県足利市の林野火災のような大災害にならなかったのは幸いでした。

それでは今回の火災に関連し質問させていただきます。副村長も現場に出動されお疲れさま

でした。当村の中山間地の地形は急峻で山の中に点在する住宅があり村民はそこで生活しております。ところがここのところ住居を村外に移し不在の空家が目立つようになっております。今回の出火原因がその不在地主の方が自宅に戻り空家敷地で焚火をされ、十分な鎮火確認をせずに現場を離れ、風にあおられて出火したことが原因と聞いております。この時期の住宅火災、林野火災を防ぐべく、村として村民などにどのような火災防止対策をお考えか副村長にお伺いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは4番字引議員の質問に対してお答えを致します。この時期に住宅火災、山林火災を防ぐべく村としての火災予防対策についてお答えをします。この時期の住宅など火災予防対策としましては、春の全国交通安全（火災）予防運動として3月1日から、3月7日まで実施しておます。実施内容は、消防団による3月1日と3月7日に村内の巡回や、防災行政無線による注意喚起を行っております。また、山林火災については、春の山火事予防運動として、全県下一斉に3月1日から5月31日まで実施しており、実施内容は、山火事予防ポスターの掲示やのぼり旗による注意喚起、防災無線による注意喚起、広報車による注意喚起を行っております。不在地主についても答えていいんですかねえ。（はい。）不在地主の対策は、春の全国火災予防運動や春の山火事予防運動は県下で一斉に行っていますので、不在地主の方についても自分のお住い地域でそれぞれの地方自治体から注意喚起を受けておると考えております。

しかし、今回の火事を合わせ不在地主による火災は近年2件発生しておりますので、不在地主への固定資産税の納入通知を発送する際に、注意喚起文を同封して発送できるかを担当課と検討していくよう考えております。以上答弁と致します。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） 中々難しい事ではありますが、同様な事例が発生しないように是非村民の協力を得て、そのうな事例がある場合は火災の、火の始末など声掛けをするような形でですね、協力を得られるように根絶させることを期待しております。

続きまして副村長に追加質問させていただきます。村内の消火活動を行う上で、現場に消防車が急行する場合の村道整備が必要と考えられる所がございます。今回、高津屋森林公園に上がる太陽光発電所のある手前当たりの付近のですね、道路が舗装の傷み陥没等によって緊急車両の通行に支障を来す所が考えられます。消防関係車両の規格は大型車規格で搭載機器など重量が重く路面状況により通行が左右されることが考えられます。通行路の路面状況等で現場への急

行に支障することなく消防活動が遅滞なく実施出来るよう、村道の管理対応が必要ではないかと考えますが如何お考えか副村長にお伺い致します。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただ今の質問についてお答えを致します。村道の改修修繕につきましては毎年度区から要望をいただきまして現地を調査し緊急性、必要性、公平性等を加味して担当部局と協議した結果を区長会にご報告して工事を実施しております。議員指摘の下ノ田集落の村道は毎年度修繕をしているような状況でございますが、村道法面が谷側にずっている状況でして対策工事が大規模なものとなる箇所もございます。村単で出来る範囲で修繕して、交通を確保している状況でございます。また他の場所につきましても担当部署の課長に確認をして消防車両等が入れない場所があるのかどうかについては確認をして対応をさせていただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） 村道道路の管理につきまして、防災対策の目線でしっかり対応していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に村長にお伺い致します。今回の消火活動で近くの防火水槽への給水が犀川からの連続ポンプアップ方式で送水されましたが、準備運転に時間が掛かり放水水量の確保に苦慮されました。高津屋森林公園下にある昭和電工(株)の広津発電所接合池の水を利用すれば、その水は今回の火災現場には自然流加方式で送水出来、連続ポンプアップ方式よりも資機材の数量も少なく安定して素早く対応出来たものと考えます。また、発電所水源に対し最大発電使用水量11.6毎秒に対し消防の方で使う水量を1m³程度使ったと仮定した場合、最大発電使用水量の0.15%程度の発電に影響の少ないものと考えられます。今後の防災活動を前提に消防水利としてその水を利用させて頂けるようにすることが重要と考えます。それには昭和電工(株)との「災害時協力協定」のような取極めが必要と考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番字引議員の質問にお答えをいたします。消防水利の確保という事で、昭和電工(株)広津発電所の高津屋地区接合池の水の利用についてという事でございますが、消防法第30条で火災の現場に対する給水を維持するための緊急の必要があるときは、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、水利を使用し又は用水路の水門、樋門若しくは水道の制水弁の開閉を行うことができますとなっております。

また、同条２項で消防長若しくは消防署長又は水防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火災の際の水利使用及び管理について当該水利の所有者、管理者または占有者と予め協定することができると定められています。

私も当該地の水利については、高津屋森林公園や昭津区内の火災対応に必要な水利と考えまして、昭和電工(株)に打診をしましたところ、笠木総務課長から前向きに検討したいとお答えをいただきましたので、今後接合池に小型ポンプを設置して給水ができるかなどを検討し、火災時の水利として使用する協定が結べないかを協議してまいりたいと考えております。以上答弁と致します。

○４番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○４番（字引文威君） あの、是非ですね消防水利として利用できるよう、昭和電工さんの協力を得られるように進めて頂きたいと思います。よろしくお願いします。

安定的な消防水利の確保は消防活動の円滑化並びに消防関係の皆さんの負荷の軽減が期待出来ます。是非防災強化策の観点から消防水利の幅広い確保の実現をお願いいたします。

また、被災された方、藤澤さんについては一人住まいで高齢であり、今回の消失、財産を焼失され、とても落胆されており先のことも考えられない状況と伺っております。今後の生活再建について村として住まい・高齢者支援など最大限出来ることを支援していただければと思います。安全安心な村づくりのため対応をお願いしたいと思います。

さて今回の一般質問は、私の任期最後となりました。これまでに多々質問提言をさせて頂きましたが、これも村が少しでも良い方向に向かってもらいたいとの願いから発言させて頂きました。是非効果が期待できることについては、具体的に前に進めて頂くことをお願いし私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

◎散 会（午後３時３０分）

○議長（平田勝章君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。次の本会議は３月 18 日木曜日の午後１時３０分から再開し、追加議案の提出を行います。

本日は、これにて散会いたします。

○議長 起立。 礼。 はい、大変ご苦勞様でした。

令和 3 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録（3 月定例会）

10 日目

○補正予算案 8 件

- ・ 令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 9 号】
- ・ 令和 2 年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 2 号】
- ・ 令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 3 号】
- ・ 令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 4 号】
- ・ 令和 2 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 2 号】
- ・ 令和 2 年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 2 号】
- ・ 令和 2 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】
- ・ 令和 2 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第 2 号】

総括質疑

散会

・ 開 会	4 P
・ 提案理由の説明・理事者のあいさつ	5 P
・ 補正予算案の朗読説明	6 P
・ 総括質疑	8 P
・ 散 会	8 P

令和3年第1回 生坂村議会定例会

令和3年3月18日 午後1時30分 開議

議 事 日 程

【10日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		(追加議案の提出)	
		散 会	

追 加 議 事 日 程

【10日目ー追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第16号	令和2年度生坂村一般会計補正予算【第9号】	
2	議案第17号	令和2年度生坂村営バス特別会計補正予算【第2号】	
3	議案第18号	令和2年度生坂村福祉センター特別会計補正予算 【第3号】	
4	議案第19号	令和2年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第4号】	
5	議案第20号	令和2年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算 【第2号】	
6	議案第21号	令和2年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算 【第2号】	
7	議案第22号	令和2年度生坂村介護保険特別会計補正予算 【第2号】	
8	議案第23号	令和2年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算 【第2号】	
9		総括質疑	

出席議員（8名）

1 番	望 月 典 子 君	2 番	太 田 讓 君
3 番	一ノ瀬 貞 男 君	4 番	字 引 文 威 君
5 番	瀧 澤 龍 一 君	6 番	平 田 勝 章 君
7 番	吉 澤 弘 迪 君	8 番	市 川 寿 明 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第 121 条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	中 山 茂 也 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	健康福祉課長	山 本 かづ子 君
教 育 長	樋 口 雄 一 君	住 民 課 長	松 沢 昌 志 君
会 計 管 理 者	藤 澤 正 司 君	教 育 次 長	山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長	平 野 公 恵 君	書 記	眞 島 弘 光 君
--------	-----------	-----	-----------

◎再 開（午後 1 時 30 分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。着席してください。

これより、令和 3 年第 1 回 生坂村議会定例会を再開いたします。本日の会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス等 感染症予防のため、マスクの着用と、一時間を目途に窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願い致します。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付してあるとおりであります。

◎日程 1 ・会議録署名議員の指名（午後 1 時 30 分）

○議長（平田勝章君） 日程 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、1 番望月議員、2 番太田議員を指名いたします。

◎議事日程の追加（午後 1 時 31 分）

○議長（平田勝章君） お諮りします。お手元に配付してある日程のほかに、理事者より提出されております、

議案第 16 号 令和 2 年度 生坂村一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 17 号 令和 2 年度 生坂村営バス特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 18 号 令和 2 年度 生坂村福祉センター特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 19 号 令和 2 年度 生坂村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 20 号 令和 2 年度 生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 21 号 令和 2 年度 生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 22 号 令和 2 年度 生坂村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 23 号 令和 2 年度 生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

の、補正予算案 8 件を追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議無し」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 「ご異議なし」と認めます。

よって、議案第 16 号から 議案第 23 号までの 8 件を日程に追加します。

○議長（平田勝章君） 追加議事日程を、事務局より配付させますので、しばらくお待ちください。

〔事務局…追加議事日程配布〕

◎追加議案の提案理由の説明（午後 1 時 33 分）

○議長（平田勝章君） ここで、理事者より 追加議案、提案理由の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、3 月定例会の会期中に毎年度お願いをしています今年度の補正予算案に付きまして、ご説明をさせていただきご審議をお願いするものでございます。

議案の説明につきましては、予算案 8 件でございます。

議案第 16 号 令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 9 号】

この予算案は既定額に歳入歳出 74,287 千円を追加し総額を 2,623,053 千円とし、地方債の借入限度額を 6,751 千円減額する補正予算であります。

主な内容は歳入で、使用料及び手数料で 1,585 千円、県支出金 12,699 千円、繰入金 1,042 千円、村債 6,751 千円を減額し、村税 9,532 千円、地方交付税 17,629 千円、国庫支出金 28,454 千円、財産収入 2,493 千円、諸収入 18,382 千円、寄付金 20,000 千円の増額となっております。

歳出では、議会費 1,730 千円、衛生費 5,353 千円、農林水産業費 7,242 千円、土木費 6,817 千円、消防費 3,148 千円、教育費 17,528 千円を減額し、総務費で 20,347 千円、民生費 15,768 千円、災害復旧費 21,690 千円、公債費 58,402 千円の増額となっております。

議案第 17 号 令和 2 年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 2 号】

この予算案は財源構成を行うための補正予算であります。主な内容は歳入で使用料及び手数料 1,300 千円を減額し、国庫支出金を 563 千円、繰入金を 737 千円の増額であります。

議案第 18 号 令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 3 号】

この予算案は既定額から歳入歳出 5,421 千円を減額し、総額を 93,689 千円とする補正予算であります。主な内容は歳入で、使用料及び手数料 35,380 千円を減額し、繰入金を 29,959 千円の増額であります。歳出では経営管理費を 5,421 千円の減額となっております。

議案第 19 号 令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 4 号】

この予算案は既定額に歳入歳出 1,255 千円を増額し、総額を 90,900 千円として、地方債の借入限度額を 400 千円減額し、繰越明許費限度額を定める補正予算であります。

主な内容は、歳入で使用料及び手数料 1,889 千円、諸収入 205 千円を増額し、繰入金 439 千円、村債 400 千円の減額であります。歳出では経営管理費を 1,601 千円増額し、建設改良費を 346 千円の減額となっております。

議案第 20 号 令和 2 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 2 号】

この予算案は既定額から歳入歳出 36,656 千円を減額し、総額を 229,403 千円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で国民健康保険税 1,182 千円を増額して、県支出金 38,344 千円の減額であります。歳出では保険給付費 41,767 千円を減額し、基金積立金 5,221 千円の増額となっております。

議案第 21 号 令和 2 年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 2 号】

この予算案は既定額から歳入歳出 925 千円を減額し、総額を 98,500 千円とし、繰越明許費限度額を定める補正予算であります。主な内容は、歳入で分担金及び負担金 400 千円、繰入金 1,379 千円を減額し、使用料及び手数料を 854 千円の増額であります。歳出では農業集落排水事業費 400 千円、経営管理費 525 千円の減額となっております。

議案第 22 号 令和 2 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】

この予算案は既定額に歳入歳出 23 千円を増額し、総額を 314,870 千円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で介護保険料 6,055 千円、支払基金交付金 3,111 千円、県支出金 1,720 千円を減額し、国庫支出金 5,246 千円、繰入金 5,967 千円の増額であります。歳出では、保険給付費 1,121 千円、地域支援事業 706 千円の減額で、諸支出金 1,916 千円の増額となっております。

議案第 23 号 令和 2 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第 2 号】

この予算案は既定額から、歳入歳出 2,770 千円を減額し、総額を 28,063 千円とする補正

予算であります。主な内容は、歳入で後期高齢者医療保険料 2,304 千円、繰入金 453 千円の減額であります。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 2,722 千円の減額となっております。

以上の議案でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長（平田勝章君） 提案理由の説明が終わりました。

◎追加日程 1・議案第 16 号（午後 1 時 41 分）

○議長（平田勝章君） 追加日程 1・議案第 16 号「令和 2 年度生坂村一般会計補正予算（第 9 号）」を提出し、議題とします。 担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

〔副村長 牛越宏通君 朗読説明〕

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

〔住民課長 松沢昌志君 朗読説明〕

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明〕

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

〔振興課長 中山茂也君 朗読説明〕

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育次長。

〔教育次長 山本雅一君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） はい、ここで休憩にしたいと思います。再開を 3 時とします。

〔休憩〕

◎追加日程 2・議案第 17 号（午後 2 時 58 分）

○議長（平田勝章君） 少しはいいですが再開したいと思います。追加日程 2・議案第 17 号「令和 2 年度生坂村営バス特別会計補正予算（第 2 号）」を提出し議題とします。 担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

〔副村長 牛越宏通君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 3・議案第 18 号（午後 3 時 02 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 3・議案第 18 号「令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第 3 号）」を提出し、議題とします。 担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

〔住民課長 松沢昌志君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 4・議案第 19 号（午後 3 時 07 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 4・議案第 19 号「令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）」を提出し、議題とします。 担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

〔振興課長 中山茂也君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 5・議案第 20 号（午後 3 時 15 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 5・議案第 20 号「令和 2 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を提出し、議題とします。 担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 6・議案第 21 号（午後 3 時 27 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 6・議案第 21 号「令和 2 年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）」を提出し、議題とします。 担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

〔振興課長 中山茂也君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 7・議案第 22 号（午後 3 時 35 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 7・議案第 22 号「令和 2 年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を提出し、議題とします。 担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かつ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 山本かつ子君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 8・議案第 23 号（午後 3 時 55 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 8・議案第 23 号「令和 2 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を提出し、議題とします。 担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

〔住民課長 松沢昌志君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 9・総括質疑（午後 4 時 01 分）

○議長（平田勝章君） 追加日程 9、これより総括質疑に入ります。

追加日程 1・議案第 16 号から、追加日程 8・議案第 23 号までの、補正予算案 8 件について、総括質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長（平田勝章君） 「総括質疑無し」と認め、総括質疑を終結します。

◎散 会（午後 4 時 02 分）

○議長（平田勝章君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。次の本会議は、明日 3 月 19 日金曜日の 午前 10 時から再開し、委員長報告及び、9 日に提出された議案並びに追加議案の討論・採決等を行います。本日は、これにて散会いたします。

○議長（平田勝章君） 起立。礼。ご苦労様でした。

令和3年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

11 日目

- ・ 委員長報告
- ・ 質疑・討論・採決
- ・ 18日に追加された議案の質疑・討論・採決
- ・ 議事日程の追加
 - 発議第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について
 - 発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
 - 議員派遣の件
- ・ 閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・ 閉会

- | | |
|---------------------|------|
| ・ 開会 | 4 P |
| ・ 委員長報告 | 4 P |
| 字引総務建経常任委員長 | 4 P |
| 望月社会文教常任委員長 | 8 P |
| ・ 質疑・討論・採決 | 10 P |
| ・ 18日に追加された議案の質疑・討論 | 13 P |
| ・ 採決 | 13 P |
| ・ 発議 | 15 P |
| ・ 質疑・討論・採決 | 16 P |
| ・ 議員派遣の件 | 16 P |
| ・ 継続審査の申出 | 17 P |
| ・ 村長あいさつ | 17 P |
| ・ 閉会 | 18 P |

令和3年第1回 生坂村議会定例会

令和3年3月19日 午前10時 開議

議 事 日 程

【11日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		18日に追加提出された議案についての 質疑・討論・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

追 加 議 事 日 程

【11日目―追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	発議第1号	日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について	
2	発議第2号	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について	
		質疑・討論・採決	
3		議員派遣の件	

出席議員（8名）

1 番	望 月 典 子 君	2 番	太 田 讓 君
3 番	一ノ瀬 貞 男 君	4 番	宇 引 文 威 君
5 番	瀧 澤 龍 一 君	6 番	平 田 勝 章 君
7 番	吉 澤 弘 迪 君	8 番	市 川 寿 明 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第 121 条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	中 山 茂 也 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	健康福祉課長	山 本 かづ子 君
教 育 長	樋 口 雄 一 君	住 民 課 長	松 沢 昌 志 君
会 計 管 理 者	藤 澤 正 司 君	教 育 次 長	山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長	平 野 公 恵 君	書 記	眞 島 弘 光 君
--------	-----------	-----	-----------

◎再開（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。着席してください。

○議長（平田勝章君） これより、令和 3 年第 1 回 生坂村議会定例会を再開いたします。

○議長（平田勝章君） 本日の会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と、一時間を目途に窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願い致します。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付してあるとおりであります。

◎日程 1 ・会議録署名議員の指名（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 日程 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、3 番一ノ瀬議員、4 番字引議員を指名いたします。

◎日程 2 ・委員長報告（午前 10 時 01 分）

○議長（平田勝章君） 日程 2、この 9 日に各常任委員会に付託した、議案第 2 号と議案第 3 号の事件案 2 件、議案第 4 号から議案第 7 号までの条例案 4 件、議案第 8 号から議案第 15 号までの 令和 3 年度予算案 8 件、請願 3 第 1 号、陳情 3 第 1 号の 2 件、合わせて 17 件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（平田勝章君） はじめに、総務建経常任委員長 字引議員。

○4 番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4 番（字引文威君） それでは、総務建経常任委員会の審査報告をいたします。

総務建経常任委員会は、3 月 9 日本会議にて事件案 2 件、予算案 4 件について付託された議案審査を 3 月 10 日午前 9 時から本会議議場にて、出席議員、字引、瀧澤、吉澤、一ノ瀬。行政から、村長、副村長、藤澤会計管理者、真島係長、日岐係長、竹内係長、振興課長、藤澤産業係長、坂爪建設係長の出席で開催致しました。総務課関係と、振興課関係について細部に渡り説明を受け、慎重審議の結果それぞれ、次の通り決しましたので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

まず、議案第 2 号「生坂村活性化センター他 22 施設の指定管理者の指定について」

この議案は生坂村活性化センター他 22 施設の指定管理者を指定したいので地方自治法 244 号の規定により議会の議決を求めるものです。採決の結果、原案通り「全員賛成、可とすべきと決定」しました。主な質疑は、区長が管理者となっているが、今年は区長の改選交代時期だが、との質問に充て職であるため新区長と相談し名義の変更をするとの回答でした。

続きまして、議案第 3 号「村道路線の認定について」

この議案は村道路線を認定するために道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものです。採決の結果、原案通り「全員賛成、可とすべきと決定」致しました。主な質疑は、村道路線の場所はとの質問で日野橋西側交差点から町村境までの延長 104.7m との回答でした。

続きまして、議案第 8 号「令和 3 年度生坂村一般会計予算について」

この予算案は歳入歳出予算の総額を 2,097,000 千円とする予算で前年度と比較して 184,000 千円の増額となっています。主な事業内容は産業振興事業の農業振興事業で県営中山間総合整備事業負担金等で 41,450 千円、商工業等振興事業の生坂マル得商品券補助、生活応援商品券等で 38,850 千円、地域活性化対策事業の防災・減災事業の消火栓更新工事、小立野排水ポンプ格納庫設置工事等で 70,795 千円、地域活性化対策のキャッシュレス決済導入業務等となっております。

総務課関係について採決の結果、原案通り「全員賛成、可とすべきと決定」しました。

総務課関係について主な質疑は、財産管理費のウェブ会議用備品購入 900 千円の内容は。との質問に、Zoom 専用機器本体とウェブ会議用説明者を映すカメラ並びに出先の映像用機器とのこと。Zoom 専用機器は村政懇談会等で使用可能、密にならない対応が可能となりますとの回答でした。

財産管理費の委託料の増えている理由はとの質問に、公共施設計画改定版作成委託料 3,140 千円が入っているためとの回答でした。また、財産管理費の委託料の若コミに対する管理内容について変わっているのかとの質問に、管理内容は変わらないが、担当者とシルバーセンターが垣根の手入れ、草刈りなど適切な時期に対応するよう調整することとなったという回答でした。

特定地域づくり事業協同組合の進め方はとの質問に、現在 4 社が参加希望で今後も公募を進めていきたい。労働者の募集内容については村内移住者をターゲットに募集し、県とも協議し制度上のことを踏まえ理事会で検討し進めて行くとの回答でした。また、特定地域づくり事業協同組合の仕事内容の規制があるのではとの質問に、派遣業務の中で建設危険作業等は認められないので、事務方の仕事は認められる。

また、いくさか応援金返礼品の公平性を確保して欲しいという質問に、各ぶどう農家の公平性は農家の特色と品質管理をもってぶどう農家の間口を広げていきたいとの回答でした。

次に、無線放送施設費の 1 2 月から放送法改正に伴い問題がないのかとの質問に、現在の防災無線は問題ない。また、I C N 放送の利用者が小立野・白日等南部地域で加入していない方がいるが、

村の情報放送ですが視聴できないのは情報が伝わらないのでは、との対応は。との質問に、難視聴対策で設置したので、村内情報は防災無線広報いくさかで情報は流しているので強制できない。今後も加入勧誘啓発に努力をするとの回答でした。個別受信機の 10 台分の内容はとの質問に、修繕しても不具合が治らないものもあるので更新となることが多い。

選挙費で衆参村議選挙費の掲示板設置委託料の費用が違うがなぜかとの質問に、掲示板設置委託料は同じだが衆参選挙電算委託料等が違うため。参議院補選選挙と今年の村議会選挙が同日となるが、選挙費用はとの質問に、総務省の見解は国と折半になる模様との回答でした。

消防施設工事費の消火栓更新費の内容は、修繕・更新対象に7か所を予定しているとの回答でした。消防費の中のポンプ操法大会出場の方角性はとの質問に、消防委員会での協議結果により出場する方向で対応していく。消防消火活動の長時間時の食事の提供の必要性は。この予算には計上していない。その辺の判断は分団に任せてあり、今回の長時間であり、炊き出しなどの提供について区長会等で今後検討していくとの回答でした。

災害対策費のW i F i の増設工事内容は。停電時の対応は。との質問に、計画のものは60人程度が接続可能なもの。また、停電時は30分程度確保できるが、常備してある非常用発電機での対応をお願いしたい。また、中部電力との情報連携で早期復電が可能になってきているという回答でした。

続きまして、振興課について採決の結果、原案の通り「全員賛成、可とすべきと決定」しました。

振興課関係について主な質疑は、水道費の補助金の内容はとの質問に、込地、雲根地区水道各200千円、生活排水処理施設整備事業で5人槽が2基400千円で800千円、7人槽1基で500千円で合計1,700千円ですとの回答でした。

草尾ブドウ集荷場の光熱水費、賃借料が発生した内容はとの質問に、農協が平成19年から運営してもらってきたが、ここの所の出荷量減少に伴い農協から無償で村へ返還譲渡されたもので、令和3年度からの諸費用を予算計上したものですとの回答でした。

いくさかの郷などの車両をリース借り上げとあるが効率的な運用になっているのかとの質問に、公用車関係の有効活用を総務課で慎重に今後検討管理するとの回答でした。

農産物販売促進委託料はとの質問に、農産物販売広報等イベント告知、腰巻、登り旗等の費用で例年通りの内容ですとの回答でした。

農業振興委託料は、土壌診断はどこでどのくらいやっているのか。多目的資金交付金を使っているのかとの質問に、ハウス土壌診断分析で8団体が毎月土壌分析と栽培講習会も実施。また、元気づくり支援金で今年度2棟分のハウス設置も予定しているとの話。

いくさかの郷登り旗等だいぶ傷んでいて風が強く転倒していることがある。見てくれが悪い。管理はちゃんとして欲しいがとの質問に、駅長に相談し管理の徹底をしますとの回答でした。

観光費の工事費で撤去工事費の内容はとの質問に、山清路清里の撤去工事費3,000千円で山清路公園整備に先駆け実施するもので、清里の土地は村の土地であり、地元から危険であるとの意向もあり家屋所有者と撤去費用負担について協議中で過疎債も使えるので撤去を進めていきたいとの回答でした。

観光費の赤とんぼフェスティバルがあるが実施の判断はいつ頃か。コロナウイルス感染状況を考えて6月から7月ごろに実行委員会・観光協会と相談し判断する。

鳥獣害狩猟資格取得補助金支給は他市町村の実施状況はとの質問に、他の町村でも額は違って出している所もあり、参考にしている。

土木費河川総務費の雨水貯留施設設置補助金とはとの質問に、雨水の有効利用が目的で、雨水貯留タンクを利用した地下水涵養と緊急時の水利用を図るもので、一建築物の雨樋から雨水が取れるようにしたタンクで、100L以上500L未満に対し補助率1/2以内で1基25千円、500L以上は50千円を補助するもの。近隣では安曇野市、山形村で実施しているとの説明でした。

住宅建設工事の今までの規模内容が4LDKへの変更とは。フェンスの高さが低いのではとの質問に、敷地の形状により建築設計を建築プロポーザル提案方式で進めていて今までの規模内容とは変わる予定。また、フェンスが今までの高さでは低いのでH=1.8mフェンスにし、先に設置したところも改善出来るよう検討するとの回答でした。

移住定住住宅の入居時に新規入居者に常会活動等の説明をされているのかとの質問に、常会に入ることは話していないが、今後常会の参加してもらうよう説明する。

地区要望事業は例年の予算はとっているのかとの質問に、例年通りの予算化をしているという内容でした。

続きまして、議案第9号「令和3年度生坂村村営バス特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を33,800千円とする予算で、昨年度と比較して200千円の増となっています。採決の結果、原案の通り「全員賛成、可とすべきと決定」しました。主な質疑は、県の公共交通最適化サポート事業合理化の進捗状況はとの質問に、県は現在現状把握調査中で今後検討される予定。北アルプス振興局での実施する当村に係る池坂線、大町ふれあいバス線の検討時には参加する予定。

池田町営バス池坂線は池田町財政不足の影響が心配されるがとの質問に、池田町から今のところ具体的な話は出ていないという回答でした。

次に、議案第11号「令和3年度生坂村簡易水道特別会計予算について」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を99,200千円とする予算で、昨年度と比較し23,900千円の増となっています。採決の結果、原案の通り「全員賛成、可とすべきと決定」しました。主な質疑は、維持管理費の委託料で日々の施設点検等点検業務が適正なのかとの質問に、点検業務の量は変わっていない。3年に一度の入札を実施しているとの回答でした。

一般管理費の委託料の水道施設台帳の整備とはとの質問に、現状施設の配水池、送水管、配水管、給水管等の図面作成調査業務を委託しているとの回答でした。

建設改良費の委託料の内容はとの質問に、上生坂配水池の新設設計業務委託料を計上との回答でした。

続きまして、議案第13号「令和3年度生坂村農業集落排水特別会計予算について」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を88,700千円とする予算で、昨年度と比較し10,400千円の増となっています。採決の結果、原案の通り「全員賛成、可とすべきと決定」しました。主な質疑は、機能診断は完了しているのか。問題点は。との質問に、下生野、上生坂、草尾の農業集落排水施設の診断作業は終了している。特に問題点の報告はないとの回答でした。

最後に請願・陳情について

請願 3-1「日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書」の提出を求める請願。国民の安心安全を求めるもので、意見書の提出することを「全員賛成可とすべきと決定」しました。

陳情 3-1「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。

国民の生活向上を求めるもので、意見書の採択することを「全員賛成可とすべきと決定」しました。以上総務建経常任委員会報告と致します。

○議長（平田勝章君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。

総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

○議長（平田勝章君） なければ、次に 社会文教常任委員長 望月議員。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1 番（望月典子君） 委員長報告を致します。

生坂村議会議長、平田勝章殿。社会文教常任委員長、望月典子。3月9日の本会議で社会文教常任委員会に付託された議案9件について11日に委員会を開催しましたのでその結果をご報告いたします。

午前9時より、出席者は当委員会委員4名、説明者として村長、教育長、教育次長、保育園長、住民課長、健康福祉課長、関係部署係長4名です。詳細な説明を受け、慎重に審査した結果を順次ご報告いたします。尚、予算案については他の委員会との連合審査を行ったことをここに申し添えておきます。

まず、議案第8号生坂村一般会計予算の認定についてです。住民課、教育委員会、健康福祉課、全てにおいて全員賛成で原案の通り可とすべきと決定しました。関係部署の主なものを報告します。

住民課です。歳入の固定資産税の増額は昭和電工の再生可能エネルギーの発電設備関係の3年間の特例が終了したためとの説明がありました。

備品購入費 94 万円はマイナンバーカード関係のプリンターとタッチパネルの耐用年数がきており、更新のためと説明されました。新事業として犬、猫の去勢、避妊手術助成金として30万円が計上されました。

遊具の撤去費が計上されているが、個人的にほしい人が持っていくことは可能か、古くて危険ということも個人責任になると思うが、との問いに、区に提供したことはあったが個人に譲るという想定はなかった。調べてみる、という返事でした。遊具を減らしているが、付けてほしいと

いう要望はないのか、の問いに、区に出してもらおう要望なのでこちらでは現在把握していない、との説明でした。

就労センターの作業収入と製品販売額減少の対策として委員から、地域の協力を得てオリジナル製品を作り、道の駅に特設コーナーを作るというようなことを模索していったらどうか、との意見があり、現在、竹、木工製品の試作を考えているところだと説明がありました。

次に教育委員会です。保育所費関係で未満児増のため大型の乳母車一台 20 万円相当の補充と、3 歳児以上の給食の主食、ご飯ですが保育園で無償で提供する、と説明がありました。

やま保育の認可を受けたがその基準は、との問いに信州型やま保育は、普通のプログラムの中に自然に触れる機会の多い活動を取り入れて申請し、認められれば認可保育園となれる、とのことでした。小、中学校費では小学校音楽室のエアコン設置工事費 134 万円、中学校の図書館木工書架、図書、指導用教材等で 453 万円が計上されました。全員に配布されたタブレットの使用方法についての質問に、基本的には学校の保管庫に置くのだが、要望があれば貸出も可能であるための規定を破損等の事故も含めて現在整備していると説明があり、委員から宿題等に活用してほしいのでその辺を考慮した規定を考えてほしいとの意見がありました。

社会教育費の B&G 財団の補助金を活用して加藤正治先生を題材とした偉人マンガを制作配布し、故郷に対する興味、関心の向上に繋げる事業に 292 万、修繕助成金を活用した B&G プールの改修工事に 7000 万円との説明がありました。

プールの営業期間を延ばす考えはあるか、との問いに、あるが加温する設備がないので 9 月中旬までが限度との返事でした。

児童館生涯学習施設の放課後子どもプラン事業謝金とは、との問いに、マラソン、将棋指導者への報酬という返事でした。

健康福祉課関係です。今期の新事業、デイサービス型の産後ケアの委託金として 51 万円、出産時助成金 8 名分 80 万円の予算を計上したと説明がありました。老人福祉費の高齢者緊急通報装置等設置事業について件数はわかるか、との問いに、現在の使用者は 1 件、安否確認にぜひ使ってほしい装置なので今後一人暮らしの老人に進めていきたいとの返事でした。

議案第 8 号関連は以上です。次に条例案に移ります。

議案第 4 号 生坂村予防接種健康被害調査委員会条例案

全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。内容として、コロナワクチン接種による健康被害の適正かつ円滑な処置をするため、委員会を設置する条例。公布の日から施行する。

議案第 5 号 生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。内容として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」という条文を「新型コロナウイルス感染症」に改める。というものです。公布の日から施行する。

議案第 6 号 生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案

全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定です。令和３年から５年までの保険料額の改正という内容です。令和３年４月１日から施行する。

議案第７号 生坂村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。内容として、生坂村のデイサービス、はるかぜの事業の人員、設備、運営に関する基準、また介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例です。令和３年４月１日から施行する。

次に特別会計予算です。

議案第１０号 令和３年度生坂村福祉センター特別会計予算

全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。コロナのため使用収入料は平成３０年度の６０％と想定している。今年度はおやき収入５２８万円、ふるさと納税返礼品収入１０８万円を追加計上した。人件費、経費を抑えて運営に向けて努力するとの事でした。

議案第１２号 令和３年度生坂村国民健康保険特別会計予算

全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定です。一般被保険者給付費の増額分、出産育児一時金８４万円、人間ドック助成金１３６万円等を計上と説明があり、高額療養費の該当者は何名かの問いに、所得によるが限度額認定証発行者は１６名、それ以外は２０名との答えでした。

議案第１４号 令和３年度生坂村介護保険特別会計予算

全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。第１号被保険者の減少に伴い、保険料が５,７００円から６,７００円にＵＰするとの事。高額介護サービス費は何名分を想定しているのかの問いに、高額介護も様々な種類があるが、２０名から３０名ほどと考えていると説明がありました。

議案第１５号 生坂村後期高齢者医療特別会計予算

全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。いままで他の部署から電算委託業者に払っていた委託金を直接支払うようになったための新規計上額４４万円と、人間ドック１７名分４１万円、広域連合納付金２,７８７万円が主なものの説明がありました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（平田勝章君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

◎討 論（午前１０時４０分）

○議長（平田勝章君） なければ、次に討論に入ります。

ただ今、委員長報告のありました事件案２件、条例案４件、令和３年度予算案８件、請願１件、陳情１件を一括して、反対討論のある方の発言を許します。発言討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

◎採 決（午前 10 時 40 分）

○議長（平田勝章君） 無ければ、これより採決に入りたいと思います。

これより採決に入ります。はじめに、議案第 2 号「生坂村活性化センター他 22 施設の指定管理者の指定について」を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 3 号「村道路線の認定について」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 4 号「生坂村予防接種健康被害調査委員会条例案」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 5 号「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 6 号「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第7号「生坂村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、令和3年度当初予算については、賛成の方の起立を求めます。
まず、議案第8号「令和3年度 生坂村一般会計予算」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。
よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第9号「令和3年度 生坂村営バス特別会計予算」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。
よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第10号「令和3年度 生坂村福祉センター特別会計予算」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。
よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第11号「令和3年度 生坂村簡易水道特別会計予算」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。
よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第12号「令和3年度 生坂村国民健康保険特別会計予算」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 13 号「令和 3 年度 生坂村農業集落排水特別会計予算」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 14 号「令和 3 年度 生坂村介護保険特別会計予算」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 15 号「令和 3 年度 生坂村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の 起立 を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程 3 ・ 3 月 18 日の追加議案の質疑・討論（午前 10 時 47 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 3、定例会の 10 日目、3 月 18 日に理事者から提出された追加議案、議案第 16 号から議案第 23 号までの、令和 2 年度補正予算案 8 件について、質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長（平田勝章君） はじめに 質疑はありませんか。

[なしの声あり]

○議長（平田勝章君） なければ、次に反対討論はありませんか。

[なしの声あり]

○議長（平田勝章君） なければ採決に移りたいと思います。

◎採 決（午前 10 時 48 分）

○議長（平田勝章君） 議案第 16 号「令和 2 年度 生坂村一般会計補正予算（第 9 号）」を採決します。議案第 16 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 17 号「令和 2 年度 生坂村営バス特別会計補正予算（第 2 号）」を採決します。議案第 17 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 18 号「令和 2 年度 生坂村福祉センター特別会計補正予算（第 3 号）」を採決します。議案第 18 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 19 号「令和 2 年度 生坂村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）」を採決します。議案第 19 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 20 号「令和 2 年度 生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を採決します。議案第 20 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 21 号「令和 2 年度 生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）」を採決します。議案第 21 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を

求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 22 号「令和 2 年度 生坂村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を採決します。議案第 22 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 23 号「令和 2 年度 生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を採決します。議案第 23 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議事日程の追加（午前 10 時 52 分）

○議長（平田勝章君） しばらくお待ちください。お諮りします。お手元に配付してあります日程のほかに、本日議員より提出されております 発議第 1 号「日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について」、発議第 2 号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について」と、「議員派遣の件」の併せて 3 件を追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認めます。よって、発議第 1 号と発議第 2 号及び議員派遣の件の併せて 3 件を日程に追加いたします。

○議長（平田勝章君） 追加日程を事務局より配付させますので、しばらくお待ちください。

〔事務局…追加議事日程等配付〕

○議長（平田勝章君） ここで時間が 1 時間経とうとしておりますので休憩をとってコロナの感染対策にしたいと思いますので 15 分、11 時 10 分から再開したいと思います。

〔休憩〕

◎追加日程１・発議第１号、追加日程２・発議第２号（午前１１時０６分）

○議長（平田勝章君） お揃いですので再開してもよろしいですか。はい、それでは再開したいと思います。お諮りします。

追加日程１・発議第１号「日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について」

追加日程２・発議第２号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について」を、一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 「異議なし」と認め、追加日程１・発議第１号と、追加日程２・発議第２号を一括して議題とします。提出議員の朗読説明を求めます。

○４番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

〔４番 字引議員 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論（午前１１時１２分）

○議長（平田勝章君） 質疑・討論に入ります。追加日程１・発議第１号と、追加日程２・発議第２号について、質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長（平田勝章君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎採 決（午前１１時１３分）

○議長（平田勝章君） なければ、これより採決に入ります。追加日程１・発議第１号「日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、発議第１号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程２・発議第２号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、発議第２号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程３・議員派遣の件（午前１１時１４分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程３・議員派遣の件を議題とします。お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第 127 条第 2 項の規定により、お手元に配布した議案書のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声)

○議長(平田勝章君) 「異議なし」と認め、議員派遣の件は議案書のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎日程 4・継続審査の申出(午前 11 時 14 分)

○議長(平田勝章君) 次に、日程 4・「閉会中の継続審査及び調査の申し出」についてを議題とします。お手元にお配りしてあるとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。議会会議規則第 74 条の規定により、これを許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声)

○議長(平田勝章君) 「異議なし」と認め、議会運営委員長 太田議員、総務建経常任委員長 宇引議員、社会文教常任委員長 望月議員から申し出のありました、閉会中の継続審査及び調査を許可することに決定しました。

○議長(平田勝章君) 以上で、本定例会に付された議事日程はすべて終了しました。

○議長(平田勝章君) ここで、村長のあいさつを求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(平田勝章君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、令和 3 年第 1 回生坂村議会 3 月定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

9 日から始まりました 3 月定例会でございましたが、提案しました議案を慎重にご審議をいただきまして、全議案を原案のとおりご採択いただき、誠にありがとうございました。

さて、今定例会でお認めをいただきました来年度の予算と、ローリングしました「いくさか村づくり計画」に沿いまして、生坂創生に向けて新事業を含む 4 つの重点事業をしっかりと遂行してまいりたいと考えております。また、議員各位から一般質問、常任委員会で質され、ご回答させていただきました内容に沿いしても、しっかりと対応してまいりたいと考えている次第でございます。

来年度当村で実施します予定の国の事業関係では、今年度事業化になりました下生野築堤工事は、来年度用地買収に入る予定であり、国道 19 号山清路防災 1 号トンネル工事はもうすぐ貫通見込みでございます。また、生坂トンネル北側の沢の堰堤嵩上げ工事はほぼ完了をしまして、竹の本地区の法面対策工事は、用地交渉に入る予定であり、小舟の国道 19 号の横断函渠(かんきょ)修繕工事を実施するとのことでございます。

次に県の事業関係につきましては、大町麻績インター千曲線の才光寺地区の拡幅工事、山清路

の旧道の舗装修繕工事、生坂橋、公園橋の橋梁修繕工事を実施する予定でございます。

地すべりが発生しました大倉地区では対策工事、観測を行い、袖山地区でも、対策工事、調査、観測を行い、長谷久保地区では対策工事を実施し、今定例会で負担金をお認めいただきました中村団地の急傾斜地崩壊対策事業は、用地測量、用地補償、一部本体工事に着手の予定であり、「道の駅 いくさかの郷」上部の桧沢につきましても、用地測量、用地補償、一部本工事に着手する予定でございます。

河川関係では、犀川の草尾地区の河道掘削と犀川の下生坂から北陸郷の河川内の支障木伐採、金熊川の才光寺災害復旧工事と改修工事、袖沢川の河川改修工事を実施する予定であり、林務関係では、白日の山腹工の継続、古坂の堰堤工事、小立野の山腹工、日岐の落石防護柵工事を継続する予定でございます。

県営中山間総合整備事業につきましては、牛沢工区の測量設計など7件の委託業務を実施する予定であり、下生野工区のポンプ施設工事・用水路工事など6件の工事を実施する予定でございます。

国・県では、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に取り組んでまいりますので、今後も、当村の安全・安心な生活を守るために、ハード面の事業は国・県の関係機関に要望してまいりたいと考えております。

本日、3月分の特別交付税の決定通知があるとのことですが、現在ではまだ分からないところであります。しかし、今定例会の補正予算をお認めいただきましたので、年度当初の基金取り崩し分の1億円は、現在の余剰分と今月の特別交付税を見込みますと、全額基金を崩さずに済みまし、さらに80,000千円以上基金に積み立てられる状況だと考えております。

今後専決処分をお願いし、今定例会でお認めいただいたように、臨時財政対策債でお借りした起債を繰上償還するために、減債基金に積み立てたいと考えております。

来年度以降も、お認めをいただきました予算の他に必要な事業には補正予算をお願いしていく中で、引き続き将来負担の軽減施策などの有効的な財源活用を図りながら、財政健全化に向けても取り組んでまいります。

それでは、「光陰矢のごとし」と申しますが、議員各位に於かれましては、任期4年間の最後の定例会を終えられ、大変お疲れ様でございました。議員各位とのこの4年間は、生坂村のこと村民のことを思っの施策、課題等を検討協議させていただき、ご指導、ご鞭撻を賜りましたことに感謝申し上げる次第でございます。任期は2ヶ月を切りましたが、引き続き各課題に対して検討協議をお願いするとともに、村民の皆さんとの協働による村づくりの継続をお願いし、「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」の将来像に向けて、議員各位にはご健勝にて、ご指導、ご協力を賜ります様お願いを申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

